

租税特別措置法等（間接税関係）の改正

目 次	
一 酒税関係の改正……………	951
1 低アルコール分の蒸留酒類等に係る酒税の税率の特例措置の改正……………	951
2 入国者が輸入するウイスキー等に係る酒税の税率の特例措置の改正……………	952
3 輸出酒類販売場制度（酒蔵ツーリズム免税制度）の創設……………	953
二 たばこ税関係の改正……………	961
1 入国者が輸入する紙巻たばこに係るたばこ税の税率の特例措置の延長……………	961
三 石油石炭税関係の改正……………	961
1 地球温暖化対策のための石油石炭税の税率の特例に係る免税・還付措置の延長等……………	961
2 輸入農林漁業用A重油に係る石油石炭税の免税措置の延長……………	964
3 国産農林漁業用A重油に係る石油石炭税の還付措置の延長……………	965
4 非製品ガスに係る石油石炭税の還付措置の延長……………	965
四 航空機燃料税関係の改正……………	966
1 航空機燃料税の税率の特例措置の延長……………	966
2 沖縄路線航空機に積み込まれる航空機燃料に係る航空機燃料税の税率の特例措置の延長……………	967
3 特定離島路線航空機に積み込まれる航空機燃料に係る航空機燃料税の税率の特例措置の延長……………	968
五 自動車重量税関係の改正……………	968
1 自動車重量税の免税等の特例措置（いわゆる「エコカー減税」）の延長等……………	968
2 自動車重量税の納付の事実の確認等の特例措置の創設……………	976
3 車両安定性制御装置等を装備した乗合自動車等に係る自動車重量税率の特例措置の改正……………	977
4 被災自動車に係る自動車重量税の還付措置の創設……………	979
六 印紙税関係の改正……………	980
1 被災者が作成する不動産譲渡契約書等の印紙税の非課税措置の創設……………	980
2 特別貸付けに係る消費貸借契約書の印紙税の非課税措置の創設……………	982

一 酒税関係の改正

1 低アルコール分の蒸留酒類等に係る酒税の税率の特例措置の改正

(1) 改正前の制度の概要

本特例は、酒類消費の態様の変化等に対応するため、一般に水や湯で割った上で飲まれることが多い蒸留酒類等において、低アルコールの

発泡性を有しない酒類を商品化する場合に、低アルコールの発泡性を有する酒類との間で税負担のアンバランスが生じているといった問題を解消する等の観点から、平成5年度税制改正において、焼酎（甲類・乙類）、ウイスキー類、スピリッツ及びリキュール類（種類・品目は平成5年度改正時のものです。）の各酒類（発泡

性を有するものを除きます。）について、アルコール分が13度未満（リキュール類にあっては、アルコール分が12度未満）のものに対する税率は、各酒類の基準アルコール分1度当たりの税率を基本として、そのアルコール分（アルコール分が8度未満のものは8度）に応じた税率を適用する特例税率が創設されました。

その後、平成6年度、平成9年度税制改正において各酒類の基準アルコール分の税率の改正が行われた際に、本特例の税率についても所要の見直しが行われたほか、平成18年度税制改正以後は、蒸留酒類（原料用アルコールを除きます。）及びリキュール（いずれも発泡性を有するものを除きます。）でアルコール分が13度未満（リキュールにあっては、アルコール分が12度未満）のものに係る酒税の税率は、次の区分による税率とされていました（旧措法87の2）。

区 分	アルコール分	税 率
蒸留酒類（連続式蒸留焼酎、単式蒸留焼酎、ウイスキー、ブランデー又はスピリッツ）	9度未満	80,000円／ <i>kl</i>
	9度以上 13度未満	80,000円／ <i>kl</i> に8度を超える1度ごとに10,000円／ <i>kl</i> を加算
リキュール	9度未満	80,000円／ <i>kl</i>
	9度以上 12度未満	80,000円／ <i>kl</i> に8度を超える1度ごとに10,000円／ <i>kl</i> を加算

(2) 改正の内容

本特例については、その他の発泡性酒類（いわゆる新ジャンルを除きます。以下同じです。）との税負担の公平性を図る観点から、下限税率の適用範囲をアルコール分11度未満に拡大した上で、下限税率を1*kl*につき100,000円に引き上げることとされました（措法87の2）。具体的な酒類の区分ごとの下限税率の適用範囲、下限税率及びアルコール分が11度以上の税率は、次の表のとおりです。

(注) 本特例の改正は、酒税改革の一環として行われたものです。酒税改革については前掲の「酒税法等の改正」第一の「一 酒類間の税率格差の縮小・解消」をご参照ください。

区 分	アルコール分	税 率
蒸留酒類（連続式蒸留焼酎、単式蒸留焼酎、ウイスキー、ブランデー又はスピリッツ）	11度未満	100,000円／ <i>kl</i>
	11度以上 13度未満	100,000円／ <i>kl</i> に10度を超える1度ごとに10,000円／ <i>kl</i> を加算
リキュール	11度未満	100,000円／ <i>kl</i>
	11度以上 12度未満	100,000円／ <i>kl</i> に10度を超える1度ごとに10,000円／ <i>kl</i> を加算

(3) 適用関係

上記の改正は、酒類間の税率格差の縮小・解消を図るための酒税の税率改正の実施時期である平成32年10月1日に施行されます（改正法附則1八口）。

ただし、その他の発泡性酒類との間における税負担のバランスを考慮し、平成32年10月1日から平成38年9月30日までの間については経過的な措置として、改正前の下限税率の適用範囲及び下限税率を適用することとされています（改正法附則91②）。

2 入国者が輸入するウイスキー等に係る酒税の税率の特例措置の改正

(1) 改正前の制度の概要

保税地域から引き取られる酒類のうち、平成29年3月31日までに、本邦に入国する者がその入国の際に携帯して輸入し、又は別送して輸入するウイスキー等（免税となる数量を超えて商業量に達するまでの数量のものに限られます。）に係る酒税の税率は、次の表のとおりとされていました（旧措法87の5）。

対象酒類	特例税率
一 ビール（関税についての条約の税率が無税とされるものに限られます。）又は発泡酒	200,000円／kℓ
二 ウイスキー又はブランデー（アルコール分が50%以上のもの（2ℓ未満の容器入りにしたものは除かれます。）は除かれます。）	600,000円／kℓ
三 ラム、ジン又はウオッカ	400,000円／kℓ
四 リキュール	300,000円／kℓ

（注）本特例の適用を受けるウイスキー等については、消費税を課さないこととされています（措法86の3）。

(2) 改正の内容

本特例は、平成14年度関税改正においてウイスキー等に係る関税が無税とされたことに伴い、通関時における納税手続の簡素化等を図る観点から租税特別措置法に定められた特例措置ですが、本特例の適用期限については、ウイスキー等に係る関税を無税とする関税暫定措置法の適用期限の延長に併せて、延長してきたところです。

他方、関税暫定措置として無税とされている発泡酒及び蒸留酒等（ウイスキー、ブランデー、ラム、ジン、ウオッカ、リキュール）については、平成29年度関税改正において、現行の暫定税率は市場における定着も進んできたものと考えられ、また、我が国が締結した全てのEPAやTPPにおいて無税で譲許されており、今後の国際交渉においてこれらの品目に係る関税の引上げが行われる可能性は非常に低いと考えられる等の理由から、現行の暫定税率を廃止し、基本税率により無税の水準を維持することとされました（関定法別表）。

そこで、関税暫定措置法の適用期限の延長に併せて延長してきた本特例についても、関税無税の恒久化に併せて、平成29年3月31日までとしていた適用期限を撤廃することとされました（措法87の3）。

(3) 適用関係

上記の改正は、平成29年4月1日以後に、入国者が携帯し又は別送して輸入するウイスキー等について適用されます（改正法附則1）。

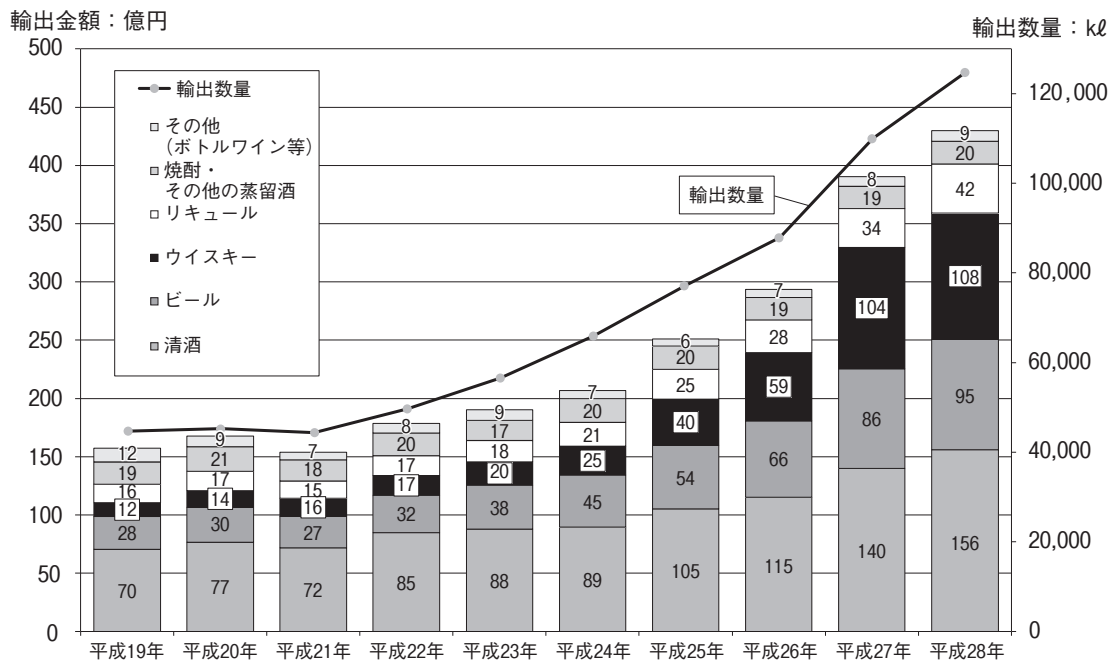
3 輸出酒類販売場制度（酒蔵ツーリズム免税制度）の創設

(1) 制度創設の背景

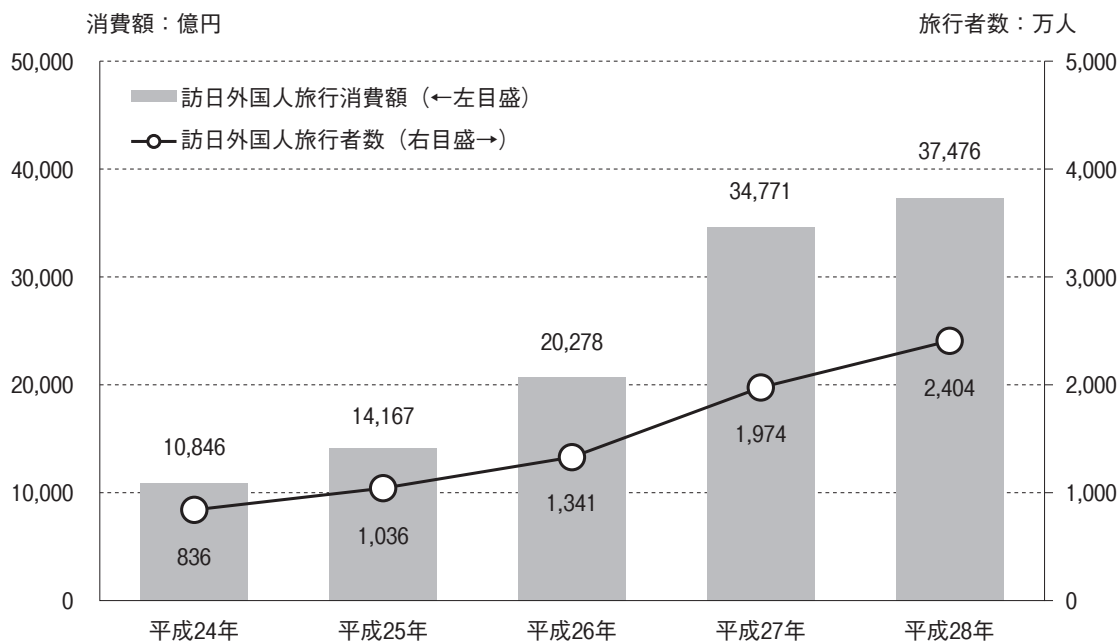
政府は、日本産酒類の輸出促進に向けて、国内外における日本産酒類の情報発信の強化、発信力のある者に対する日本産酒類の知識の啓発、輸出環境整備など様々な取組を進めてきているところです。そのような取組もあり、平成28年の酒類の輸出金額は、前年対比110.2%の約430億円となり、5年連続で過去最高を記録しています。このような状況の下、平成28年6月に閣議決定された「日本再興戦略2016」においては、クールジャパン推進の一環として、「日本産酒類については、日本産酒類の輸出促進連絡会議の下で、日本食等と併せ、在外公館や国内外における多様な人的ネットワークやコンテンツ等を活用した情報発信、訪日外国人旅行者等に対する酒蔵ツーリズム等のプロモーションの充実や免税店制度の活用、地理的表示制度の活用による付加価値の向上等を図るとともに、関係省庁やJETROによる販路拡大支援、輸出先国における環境整備等の課題を整理した上で政府一体となって取り組む」こととされ、今後、「日本産酒類については、2020年までの輸出額の伸び率が農林水産物・食品の輸出額の伸び率を上回ることを目指す」こととし、日本産酒類が農林水産物・食品全体の輸出拡大の牽引役となることが期待されています。

また、訪日外国人旅行者数は平成28年に2,400万人に達するなど年々増加しているところです。税制分野では、外国人旅行者向け消費税免税制度（輸出物品販売場制度）について、近年、数度にわたり大きな改正が行われ、平成26年度税制改正においては、免税対象物品に一定の消耗品（通常生活の用に供する物品のうち、

(参考1) 最近の日本産酒類の輸出動向について



(参考2) 訪日外国人旅行消費額と訪日外国人旅行者数の推移



食品類、飲料類、薬品類、化粧品類その他の消耗品をいいます。）が加えられたこともあり、外国人旅行者によるインバウンド消費も大幅に増加している状況にあります。

こうした状況の中で、政府としては、都市部の観光ルートだけでなく、地方誘客に資するテーマ・ストーリーを持ったルートの形成を促進するため、具体的なモデルコースを中心に、地域の観光資源を活かした滞在コンテンツの充実、ターゲット市場へのプロモーション等、外国人旅行者の周遊促進の取組を進めています。なかでも、酒蔵は全国津々浦々に所在しており、また、各地域を代表する観光資源であることから、外国人旅行者に酒蔵ツーリズムを通じて各地の「日本の酒」を体験してもらい、世界に知られていない「日本の酒」の魅力を知ってもらうことで、日本産酒類の消費の拡大や海外での日本産酒類の認知度向上を図ることが期待できます。こうした状況を踏まえ、国税庁や国土交通省から、訪日外国人観光客に対する酒蔵ツーリズムの魅力を更に高め、地方を訪れる外国人旅行者の増加を地方における外国人旅行消費の拡大につなげるため、酒類製造者が消費税の輸出物品販売場の許可を受けた酒類の製造場で訪日外国人観光客等に対して販売した酒類について酒税を免税とする制度（いわゆる「酒蔵ツーリズム免税制度」）を創設する旨の税制改正要望が提出され、検討の結果、平成29年度税制改正において、同制度を創設する租税特別措置法の改正が行われました。

(2) 制度の概要

酒税は、原則として、酒類がその製造場から移出され、又は保税地域から引き取られる時に納税義務が成立する移出時（引取時）課税制度を採用しています。これは、流通段階の直前である製造場からの移出時に酒税の納税義務を成立させることで、酒類の製造者が酒税相当額を酒類の価格に加えて販売することにより酒税の転嫁を図り、これによって最終的にはその酒類

を飲用する消費者に負担を求めることを予定しているものです。したがって、課税物件である酒類が、その製造場で製造されたものであると否とを問わず、酒類の製造場から移出する場合には納税義務が成立する仕組みとされています。他方、酒税等の内国消費税においては、消費地課税の考え方から、国内において消費される課税物件に対して負担を求めることを予定していますので、酒類製造者が輸出する目的で酒類をその製造場から移出する場合には、移出時課税の例外として輸出免税の制度を設け、輸出のため製造場から移出される酒類については酒税を免除することとしています（酒法29）。

本来、外国人観光客である消費者向けに酒類を販売するための製造場からの移出は、酒類製造者が直接輸出する目的の移出ではありませんが、外国人観光客がその出国の際に国外へ持ち出すことを前提とした販売であれば、その実質は輸出取引と変わることがないと考えられることから、本制度は、所定の手続を行って販売される酒類については、輸出取引と同様に酒税を免除することとしています。

具体的には、輸出酒類販売場（消費税の輸出物品販売場の許可を受けた酒類の製造場であることその他の要件に該当する販売場として、当該酒類の製造場の所在地を所轄する税務署長の許可を受けた酒類の販売場をいいます。以下同じです。）を経営する酒類製造者が、非居住者（外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）第6条第1項第6号に規定する非居住者をいいます。以下同じです。）に対し、自ら製造等をした一定の酒類で輸出するために一定の方法により購入されるものを販売するため、当該輸出酒類販売場である酒類の製造場から移出する場合には、当該移出に係る酒税を免除することとしています（措法87の6①）。

本制度は、地方創生の推進や日本産酒類のブランド価値向上を図る等の政策的な観点や移出時課税を採用している酒税の性格等を踏まえ、消費税の輸出物品販売場制度の適用を受ける酒

類の製造場であること等の一定の要件を設けた上で、租税特別措置法において講じられた酒税の免税措置です。

(3) 制度の内容

① 輸出酒類販売場の許可を受ける場合の手続及び要件

輸出酒類販売場を開設するためには、輸出酒類販売場許可申請書に輸出酒類販売場の見取図（敷地の状況・建物の構造）などの必要書類を添付し、輸出酒類販売場の許可を受けようとする酒類の製造場の所在地を所轄する税務署長に提出し、その許可を受ける必要があります（措令46の8の4①、措規37の4の5）。

輸出酒類販売場の許可を受けるためには、次の要件の全てを満たす必要があります（措法87の6⑦、措令46の8の4②）。

イ 許可を受けようとする酒類製造者（酒税法の規定により酒類製造者とみなされた者を除きます。ロにおいて同じです。）が、過去3年以内に輸出酒類販売場の許可を取り消されたことがない酒類製造者であり、輸出酒類販売場を営営することについて特に不適当と認められる事情がない者であること

ロ 許可を受けようとする酒類製造者が、酒類の製造免許の取消要件の一つである酒税法第10条第3号から第5号まで又は第7号から第8号までに該当していない者であること

ハ 許可を受けようとする場所が、消費税法に規定する輸出品販売場の許可を受けた酒類の製造場であること

(注1) 消費税法に規定する輸出品販売場の許可を受けていない酒類製造者が、輸出品販売場許可申請書と併せて輸出酒類販売場許可申請書を提出するときは、輸出品販売場許可申請書を提出すべき税務署長（消費税の納税地を所轄する税務

署長）を經由して酒類の製造場の所在地を所轄する税務署長に提出することができます（措令46の8の4①）。

(注2) 酒類の製造場とは異なる場所で酒類の販売場を営営している場合であっても、当該販売場が酒類の製造場と近接している場合（酒類の販売場の所在地と酒類の製造場の所在地とが同一の税務署の管轄区域内である場合に限り）で、当該販売場が酒類製造者によって管理され、製造及び販売がこれらの場所で一体的に行われているときは、酒税の取締り上特に不適当であると認められる事情がない場合に限り、当該販売場と酒類の製造場は「一の酒類の製造場」とみなすこととされています（措法87の6⑧、措令46の8の5）。これにより、酒類の製造場に併設する売店等であっても、輸出酒類販売場の許可を受けることができます。この場合、一の酒類の製造場とみなされた販売場では、酒類の製造場としての申告義務・記帳義務等が課されることとなります。

(注3) 酒税法第28条第1項（第3号に係る部分に限り）の規定により設置の許可を受けた酒類の蔵置場であって、当該蔵置場の所在地と酒類製造者の酒類の製造場の所在地が同一の税務署の管轄区域内にあり、かつ、同一の市町村等の区域内にある酒類の蔵置場については、上記イからハの全ての要件を満たすことにより、輸出酒類販売場の許可を受けることができます（措法87の6⑦二、措令46の8の4③）。

② 免税酒類及び免税手続等

イ 免税酒類

輸出酒類販売場において酒税を免除して販売できる酒類（以下「免税酒類」といいます。）は、次の要件を全て満たす酒類とされています（措令46の8の2①）。

(イ) 輸出酒類販売場を営営する酒類製造者

が製造免許を受けた酒類と同一の品目の酒類であること

- (ロ) 輸出酒類販売場を経営する酒類製造者が製造した酒類であること
- (ハ) 消費税法第8条第1項の規定により消費税が免除される酒類であること

すなわち、免税対象となる酒類は、輸出酒類販売場を経営する酒類製造者が製造免許を受けた酒類と同一の品目の酒類で当該酒類製造者が製造した酒類（自己の他の酒類の製造場で製造した酒類及び自己の商標を付した酒類を含みます。）であることに加え、輸出物品販売場制度において消費税が免除される酒類であることが必要とされています。具体的には、

- ・ 通常生活の用に供するものであること
- ・ 非居住者に対して同一の輸出物品販売場において同一の日に販売する消耗品の対価の額の合計が5千円以上50万円以下であること

が必要とされています。したがって、例えば非居住者が海外で事業用又は販売用として購入することが明らかな場合や、酒類を含めた消耗品の販売価額の合計が5千円未満の場合や50万円を超えるような場合には、免税酒類とはなりません。

ロ 免税手続

輸出酒類販売場における非居住者に対する免税酒類の販売方法は、原則として、消費税の輸出物品販売場で行う消耗品の免税販売の手続と同様です。

具体的には、次の区分に応じてそれぞれ定められています（措令46の8の2②）。

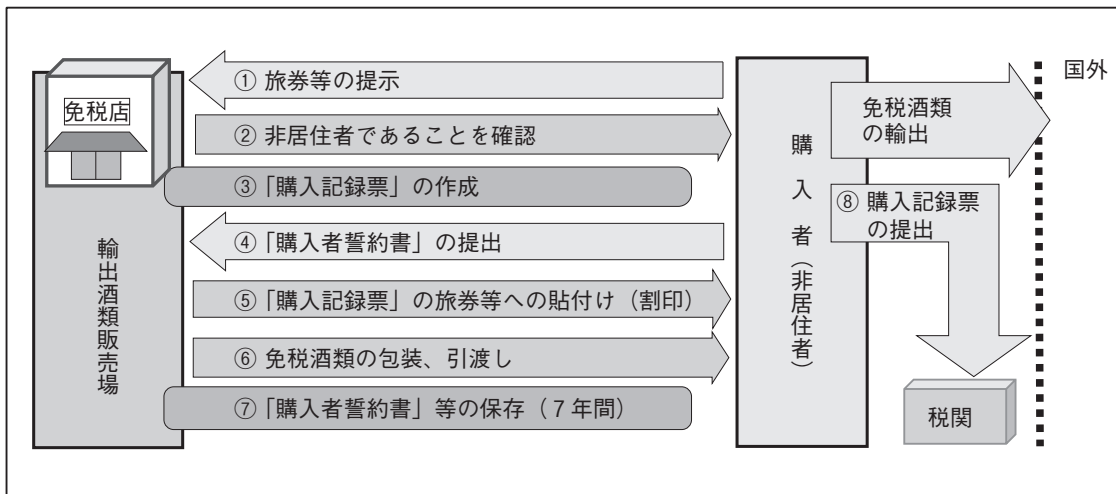
- (イ) 輸出酒類販売場において非居住者が免税酒類の引渡しを受ける場合（図1参照）
 - i その所持する旅券等をその輸出酒類販売場を経営する酒類製造者に提示し、かつ、これに購入の事実を記載した書類（購入記録票）の貼付けを受けると

ともに、その旅券等とその購入記録票との間に割印を受けること

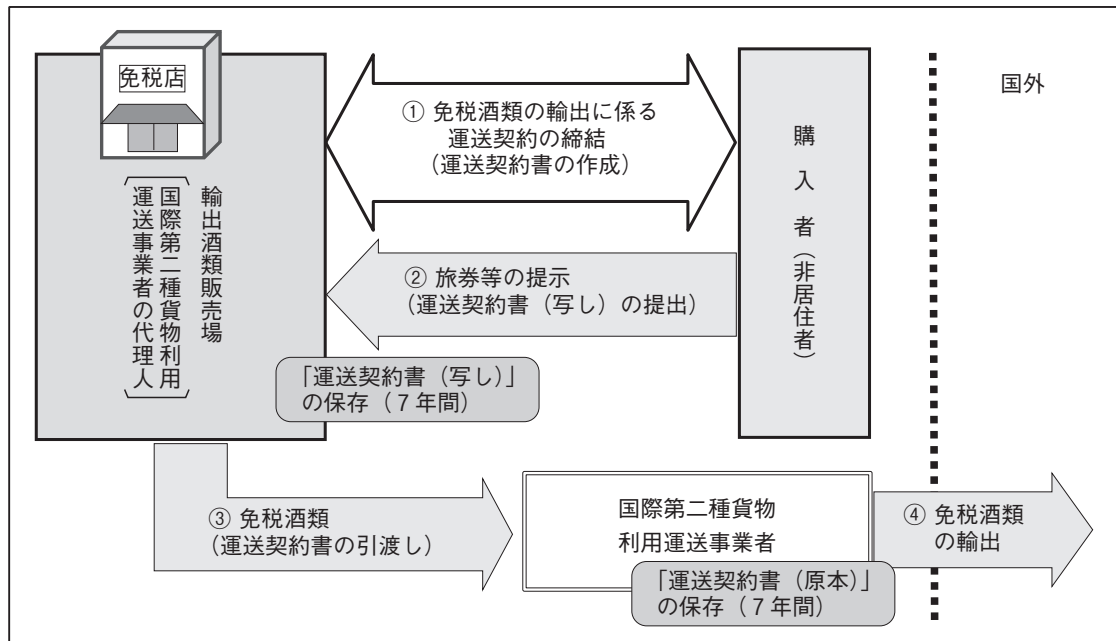
- ii 購入した日から30日以内に輸出する旨を誓約する書類（購入者誓約書）をその輸出酒類販売場を経営する酒類製造者に提出すること
- iii その免税酒類が国税庁長官が指定する方法によって包装されていること
- (ロ) 輸出酒類販売場において非居住者が免税酒類を海外へ直送する場合（図2参照）
 - i 免税酒類を購入する際に、国際第二種貨物利用運送事業者（貨物利用運送事業法（平成元年法律第82号）第20条又は第45条第1項の規定による許可を受けて国際貨物運送に係る第二種貨物利用運送事業を営業者をいいます。以下同じです。）との間において当該免税酒類の輸出に係る運送契約を締結すること
 - ii その所持する旅券等を輸出酒類販売場を営業者に提示すること
 - iii 運送契約書の写しを当該輸出酒類販売場を営業者に提出すること
 - iv 当該免税酒類をその場で当該国際第二種貨物利用運送事業者（代理人を含みます。）に引き渡すこと

(注1) 販売時に作成する購入記録票や非居住者から提出を受ける購入者誓約書には、消費税法により定められている記載事項に加え、免税酒類の税率の適用区分やその区分ごとの数量等の必要事項を追記する必要があります。なお、購入者誓約書については、電磁的記録の提供によってすることができることとされています（措令46の8の2③）が、購入記録票については、旅券等への貼付け及び割印は必要になります。

（図1） 輸出酒類販売場において非居住者が免税酒類の引渡しを受ける場合の流れ



（図2） 輸出酒類販売場において非居住者が免税酒類を海外へ直送する場合の流れ



（注2） 非居住者から提出された購入者誓約書や運送契約書の写しについては、酒税を免除して販売した日の属する消費税の課税期間の末日の翌日から2月を経過した日から7年間、酒類製造者の消費税に係る納税地又は輸出酒類販売場の所在地に保存しなければなりません。この保存がない場合や記載内容に

不備がある場合には、非居住者に対する販売であっても免税とはなりません。ただし、災害等やむを得ない事情により保存することができなかったことを酒類製造者が証明した場合には、この限りではありません（措法87の6②、措規37の4の2）。

（注3） 上記(i)iiiの国税庁長官が指定する方

法は、「消費税法施行令第18条第2項第2号口の規定に基づき、国土交通大臣及び経済産業大臣が指定する方法（平26経済産業・国土交通告6）」各号に掲げるいずれかの方法を利用する方法とされています。この場合の包装については、免税酒類を本邦から出国するまでに免税酒類を消費した場合には酒税が徴収される旨を日本語及び外国語により記載するか、又はその旨を記載した書面を貼り付けることとされています（租税特別措置法施行令第41条の8の2第2項第1号ハの規定に基づき、国税庁長官が指定する方法（平29国税庁告7））。

ハ 免税購入できる非居住者の範囲

本制度により免税酒類を購入することができる非居住者は、消費税の輸出物品販売場制度と同様、外国為替及び外国貿易法第6条第1項第6号に規定する非居住者とされています。同法における非居住者には法人も含まれますが、免税酒類の範囲が通常生活の用に供する酒類であることが要件とされていることや、法人が行う行為は全て事業活動の一環であることから、法人に対する販売は免税対象とはなりません。

本制度の適用を受ける具体的な非居住者の範囲は以下のとおりです。

外国人	非居住者	① 外国人は原則として非居住者として取り扱われます。 ② 外国政府又は国際機関の公務を帯びる者
	居住者	① 本邦内にある事務所に勤務する者 ② 本邦に入国後6月以上経過するに至った者
本邦人	非居住者	① 外国にある事務所（本邦法人の海外支店等、現地法人、駐在員事務所及び国際機関を含みます。）に勤務する目的で出国し外国に滞在する者

	② 2年以上外国に滞在する目的で出国し外国に滞在する者 ③ ①及び②に掲げる者のほか、本邦出国後、外国に2年以上滞在するに至った者 ④ ①から③に掲げる者で、事務連絡、休暇等のため一時帰国し、その滞在期間が6月未満の者
居住者	① 本邦人は、原則として居住者として取り扱われます。 ② 本邦の在外公館に勤務する目的で出国し外国に滞在する者は、居住者として取り扱われます。

（注） 網掛け部分が本制度の適用を受けることができる非居住者です。

③ 輸出酒類販売場における申告手続

本制度により酒税の免除の適用を受けるためには、輸出酒類販売場で免税酒類を販売した日の属する月分の納税申告書（期限内申告書に限り）に、免税販売した酒類についての明細（免税酒類の税率の適用区分及び当該区分ごとの数量、購入年月日等）を記載した書類を添付する必要があります。ただし、災害その他やむを得ない事情により当該書類を添付することができなかったことを酒類製造者が証明した場合は、この限りではありません（措法87の6②、措令46の8の3）。

④ 免税酒類を輸出しない場合等の酒税の即時徴収

輸出酒類販売場における酒類の販売について酒税が免除されるためには、輸出酒類販売場で購入した免税酒類が非居住者によって最終的に輸出されることが前提になっています。したがって、非居住者が出国する時までには免税酒類を輸出しないとき又はその非居住者が居住者となる時までには、その者から、免除に係る酒税額に相当する酒税を直ちに徴収することとしています（措法87の6③）。また、同様の理由から、本制度については、非居住者が購入した免税酒類を税務署長の承認を受けずに日本国内において譲渡する行為や譲受けする行為を禁止し、仮にこれらの行為を行った場合

には罰則が適用されるとともに、その行為者から、免除に係る酒税額に相当する酒税を直ちに徴収することとしています（措法87の6④⑤⑭⑮）。

ただし、その免税酒類の購入者が災害その他やむを得ない事情により免税酒類を亡失したため輸出しないことについて税関長の承認を受けた場合や輸出酒類販売場を経営する酒類製造者が手続不備等により免税規定が適用されなかった場合など一定の事実がある場合は酒税が徴収されることはありません。

（注） 輸出酒類販売場において非居住者が免税酒類を海外へ直送する場合について、国際第二種貨物利用運送事業者が、運送契約に違反して免税酒類を輸出しないときは、当該国際第二種貨物利用運送事業者から当該免税酒類につき免除された酒税額に相当する酒税を直ちに徴収することとされています（措令46の8の2⑦）。

⑤ 輸出酒類販売場の許可の取消し

輸出酒類販売場の許可を受けた場合であっても、一定の事実が生じたことにより、当該許可が取り消される場合があります。具体的には、輸出酒類販売場の許可要件の一つとして、既に消費税の輸出物品販売場の許可を受けた酒類の製造場であることが必要とされていますので、仮に消費税法の規定により輸出物品販売場の許可が取り消された場合には、輸出酒類販売場の許可要件を満たさなくなることから、当該輸出酒類販売場の許可は取り消されることとなります（措法87の6⑨）。

また、輸出酒類販売場を経営する酒類製造者が酒税に関する法令の規定に違反した場合や輸出酒類販売場として施設等の状況が特に不適当と認められる場合には、税務署長の判断により、輸出酒類販売場の許可を取り消す場合があります（措法87の6⑩）。

なお、税務署長がこれらの処分をする場合には、酒類製造者に対し、書面によりその旨を通知することとされています（措令46の8の4④）。

⑥ 特例の適用を受けることをやめる場合の手続

輸出酒類販売場の許可を受けた酒類製造者が、当該許可に係る輸出酒類販売場において免税販売をやめようとするときは、そのやめようとする日その他一定の事項を記載した届出書を当該輸出酒類販売場の所在地を所轄する税務署長に提出することとされています。この場合には、当該輸出酒類販売場の許可は、そのやめようとする日限り、その効力を失うこととされ、同日以後は本制度の適用はありません（措令46の8の4⑤⑥）。

（注） 上記のほか、消費税の輸出物品販売場廃止届出書の提出があった場合や輸出酒類販売場である酒類の製造場における全ての品目の酒類の製造免許が取り消された場合などについても、税務署長による輸出酒類販売場の許可の取消処分を経ずに当該許可の効力は失うこととなります（措令46の8の4⑥）。

(4) 適用関係

本制度は、輸出酒類販売場の許可を受けた酒類製造者が、平成29年10月1日以後に非居住者に対して販売する酒類の移出について適用されます（改正法附則92①）。

ただし、輸出酒類販売場の許可を受けるための手続については、平成29年4月1日から施行されていますので、同日以後であればその申請が可能となります。この場合、同年10月1日から免税販売を開始しようとする酒類製造者は、同年6月30日までにその申請を行うこととされています（改正法附則92③④）。

二 たばこ税関係の改正

1 入国者が輸入する紙巻たばこに係るたばこ税の税率の特例措置の延長

(1) 改正前の制度の概要

保税地域から引き取られる製造たばこのうち、平成29年3月31日までに、本邦に入国する者がその入国の際に携帯して輸入し、又は別送して輸入する紙巻たばこ（免税となる数量を超えて商業量に達するまでの数量のものに限られます。）に係るたばこ税の税率は、1,000本につき11,000円とされていました（旧措法88の2）。

（注）本特例の適用を受ける紙巻たばこに係るたばこ特別税の税率は、1,000本につき500円とされています（財源確保法8②）。また、本特例の適用を受ける紙巻たばこについては、消費税を課さないこととされています（措法86の

3）。

したがって、本特例の適用を受ける紙巻たばこに係る税負担は、たばこ税及びたばこ特別税を合わせて1,000本につき11,500円となります。

(2) 改正の内容

本特例は、紙巻たばこに係る関税が無税とされたことに伴い、通関時における納税手続の簡素化等を図る観点から講じられた措置ですが、紙巻たばこに係る関税を無税とする関税暫定措置法の適用期限が平成30年3月31日まで1年延長されることから、これに併せて、本特例の適用期限についても平成30年3月31日まで1年延長することとされました（措法88の2）。

三 石油石炭税関係の改正

1 地球温暖化対策のための石油石炭税の税率の特例に係る免税・還付措置の延長等

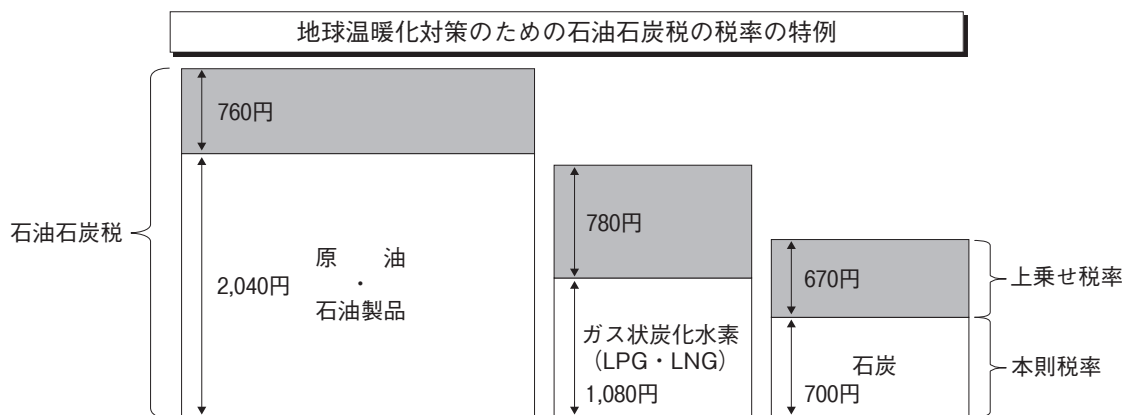
(1) 制度の趣旨

地球温暖化防止のための温室効果ガスの削減が地球規模の重要かつ喫緊の課題となっていること等を踏まえ、我が国においても税制による地球温暖化対策を強化するとともに、エネルギー起源CO₂排出抑制のための諸施策を実施していく観点から、平成24年度税制改正において、広範な分野にわたりエネルギー起源CO₂排出抑制を図るため、全化石燃料を課税ベースとする石油石炭税にCO₂排出量に応じた税率を上

乗せする「地球温暖化対策のための石油石炭税の税率の特例」が設けられました。

この特例による税率は、原油及び石油製品については1kl当たり2,800円（760円の上乗せ）、ガス状炭化水素は1t当たり1,860円（780円の上乗せ）、石炭は1t当たり1,370円（670円の上乗せ）とされています（措法90の3の2）。

ただし、一定の分野については、エネルギー集約度が極めて高いこと、地域雇用に重大な影響を与え得ること等に配慮し、所要の免税・還付措置を講ずることとされました。また、平成26年度税制改正において、その適用期限を3年延長することとされました。



課税物件	本則税率	特例税率
原油・石油製品 [1 kℓ当たり]	2,040円	2,800円
ガス状炭化水素 [1 t 当たり]	1,080円	1,860円
石炭 [1 t 当たり]	700円	1,370円

(2) 改正前の制度の概要

① 特定の用途に供する石炭に係る石油石炭税の軽減措置

苛性ソーダの製造業を営む者が自ら発電（苛性ソーダの製造に使用する電気に係るものに限ります。）の用に供する石炭及び塩製造業者が自ら発電（イオン交換膜法による塩の製造に使用する電気に係るものに限ります。）の用に供する石炭について、平成29年3月31日までに保税地域から引き取られるものについては、その引取りに係る石油石炭税の税額は、「地球温暖化対策のための石油石炭税の税率の特例」の規定にかかわらず、本則税率（1 t 当たり700円）により計算した金額とすることとされていました（旧措法90の3の3①）。

② 特定の石油製品を特定の運送又は農林漁業の用に供した場合の石油石炭税の還付措置

次表に掲げる者が課税済みの原油又は粗油から国内において製造された特定用途石油製品（次表に掲げる石油製品をいいます。）を

平成29年3月31日までに次表に掲げる用途に供した場合には、これらの用途に供した特定用途石油製品につき、「地球温暖化対策のための石油石炭税の税率の特例」による税率（1 kℓ当たり2,800円）により計算した石油石炭税額と本則税率（1 kℓ当たり2,040円）により計算した石油石炭税額との差額に相当する金額をその特定用途石油製品の製造者又はその特定用途石油製品を保税地域から引き取った者に還付することとされていました（旧措法90の3の4①）。

	使用者	石油製品	用途
1	内航海運業を営む内航海運業法の規定による登録を受けた者又は届出を行った者	軽油又は重油	内航海運業に係る内航運送の用
2	一般旅客定期航路事業を営む海上運送法の規定による許可を受けた者	軽油又は重油	一般旅客定期航路事業の用（遊覧の用その他一定の用途を除きます。）

3	鉄道事業法の規定による許可を受けた者	軽油	第一種鉄道事業及び第二種鉄道事業の用（鉄道用車両の動力源の用途に限ります。）
4	航空法に規定する国内定期航空運送事業を営む航空法の規定による許可を受けた者	航空機燃料	国内定期航空運送事業の用
5	農林漁業を営む者	軽油	農林漁業の用

(3) 改正の内容

① 特定の用途に供する石炭に係る石油石炭税の軽減措置の延長

本措置については、その適用期限を3年延長し、平成32年3月31日までの措置とすることとされました（措法90の3の3）。

② 特定の石油製品を特定の運送又は農林漁業の用に供した場合の石油石炭税の還付措置の延長等

イ 延長

本措置については、その適用期限を3年延長し、平成32年3月31日までの措置とすることとされました（措法90の3の4）。

ロ 拡充

(イ) 趣旨・概要

苛性ソーダについては、塩水を電気分解する電解法を用いて製造されていますが、この電解法は製造過程が単純であるため苛性ソーダの品質に差が生じにくい特性を有していることから、苛性ソーダの競争力において製品価格が重要となっています。この製品価格に影響する製造コストについては、電力コストが大きなウエイトを占めていますが、炭素税等の環境関連税を導入している諸外国においては、苛性ソーダの製造に使用する電気を発電するための燃料には環境関連税が

課税されていない状況にあります。現在、我が国においても苛性ソーダの製造業を営む者が自ら発電（苛性ソーダの製造に使用する電気に係るものに限ります。）の用に供する石炭を保税地域から引き取る場合には、「特定の用途に供する石炭に係る石油石炭税の軽減措置」により「地球温暖化対策のための石油石炭税の税率の特例」による上乗せ税率部分を免除する措置が講じられています。

しかし、近年において、苛性ソーダの製造業を営む者が自ら発電する場合に使用する燃料の種類が多様化したことから、本措置の対象に、苛性ソーダの製造業を営む者（子会社等を含みます。）が、重油、天然ガス又は石炭（以下「重油等」といいます。）を自ら発電（苛性ソーダの製造に使用する電気に係るものに限ります。）の用に供した場合には、これらの用に供した重油等につき、「地球温暖化対策のための石油石炭税の税率の特例」による上乗せ税率部分に相当する金額をその重油等の製造者若しくは採取者又はその重油等を保税地域から引き取った者に還付する措置を加えることとされました（措法90の3の4）。

(ロ) 苛性ソーダの製造業を営む者の範囲

本措置の対象となる苛性ソーダの製造業を営む者には、実際に苛性ソーダの製造業を営む者のほか、次に掲げる者（当該苛性ソーダの製造業を営む者に電気を供給する者に限られます。）が含まれることとされました（措令48の7③）。

- i 当該苛性ソーダの製造業を営む者により発行済株式（議決権のあるものに限ります。iiにおいて同じです。）の総数の100分の50を超える数の株式を保有されている者
- ii 当該苛性ソーダの製造業を営む者により発行済株式の一部を保有されてい

る者で、当該苛性ソーダの製造業を営む者の役員又は使用者が役員として派遣されているもの（iに掲げる者及び電気事業法第2条第1項第15号に規定する発電事業者を除きます。）

(ハ) 還付手続

重油等の製造者、採取者又は承認輸入者（国税庁長官の承認を受けた輸入者をいいます。以下同じです。）は、苛性ソーダの製造業を営む者が当該重油等を自ら発電（苛性ソーダの製造に使用する電気に係るものに限ります。）の用途に供した日後2年以内に、次に掲げる事項（承認輸入者にあつては、iiに掲げる事項を除きます。）を記載した申請書に当該用途に供された重油等に該当する旨の経済産業大臣の証明書を添付して、当該重油等の製造場、採取場又は承認輸入者の住所若しくは居所（国税庁長官の承認を受けたときは、当該承認を受けた場所）の所在地の所轄税務署長に提出することとされています（措令48の7①）。

- i 申請者の住所又は居所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号を有しない個人にあつては、住所又は居所及び氏名）
- ii 当該重油等の製造場又は採取場の所在地及び名称
- iii 当該用途に供された当該重油等の数量
- iv 還付を受けようとする金額
- v その他参考となるべき事項

(ニ) 還付金額

本措置の還付金額は、「地球温暖化対策のための石油石炭税の税率の特例」による税率（重油：1kl当たり2,800円、天然ガス：1t当たり1,860円、石炭：1t当たり1,370円）により計算した石油石炭税額と本則税率（重油：1kl当たり2,040円、天然ガス：1t当たり1,080

円、石炭：1t当たり700円）により計算した石油石炭税額との差額に相当する金額とされています。

なお、天然ガスと天然ガス以外のガス状炭化水素その他の物資が混合されたガスのうち、天然ガスの割合が90%以上のもの（以下「混合ガス」といいます。）に係る還付金額については、「地球温暖化対策のための石油石炭税の税率の特例」による税率（1t当たり1,860円）により計算した石油石炭税額と本則税率（1t当たり1,080円）により計算した石油石炭税額との差額に相当する金額に100分の90を乗じて得た金額とされています（措法90の3の4、措令48の7②）。

（注）混合ガスの数量は、温度0度及び1気圧の下における乾燥した混合ガスの容量1.4mlにつき重量1kgとして計算した数量とすることとされています（措令48の7②）。

2 輸入農林漁業用A重油に係る石油石炭税の免税措置の延長

(1) 改正前の制度の概要

我が国の農林水産業は、中小零細な事業者が多いという基本的な経営基盤の脆弱性を有しており、農林漁業用に供される一定の重油及び粗油（以下「農林漁業用A重油」といいます。）については、農林漁業者にとって漁船燃料やビニールハウスの加温用燃料として欠かせないものとなっている中、その経費に占める割合が高い状況にあります。このような状況を踏まえ、石油税（昭和53年創設、現在は石油石炭税）の創設の際、保税地域から引き取られる農林漁業用A重油に係る石油税の免税措置が講じられ、その後適用期限の到来の都度、延長されました。また、平成24年度税制改正においては、「地球温暖化対策のための石油石炭税の税率の特例」により上乗せされる税率部分についても免税とされ、平成26年度税制改正においては、その適

用期限を3年延長することとされました（旧措法90の4）。

（注） 免税対象となる農林漁業用A重油とは、温度15度における比重が0.83以上0.9037以下で、引火点が温度130度以下のものです。

（2）改正の内容

本措置については、小売価格の引下げ効果の実態調査の結果等を踏まえ、その適用期限を3年延長し、平成32年3月31日までの措置とすることとされました（措法90の4）。

3 国産農林漁業用A重油に係る石油石炭税の還付措置の延長

（1）改正前の制度の概要

輸入農林漁業用A重油については、上記2のとおり免税措置が講じられてきており、これとのバランス等を考慮して、平成元年度の税制改正において、課税済みの原油等から国内において製造された農林漁業用A重油について石油税（現在は石油石炭税）の還付措置が講じられ、その後適用期限の到来の都度、延長されました。また、平成24年度税制改正においては、「地球温暖化対策のための石油石炭税の税率の特例」により上乘せされる税率部分についても還付することとされ、平成26年度税制改正においては、その適用期限を3年延長することとされました。

具体的には、農林漁業を営む者が、課税済みの原油等から国内において製造されたA重油で、農林漁業の用に供するものを購入した場合には、その購入した国産A重油1kl当たり2,800円の税率により算出した石油石炭税額に相当する金額を国産A重油の製造者に還付することとされてきました（旧措法90の6）。

（2）改正の内容

本措置については、小売価格の引下げ効果の実態調査の結果等を踏まえ、その適用期限を3年延長し、平成32年3月31日までの措置とすることとされました（措法90の6）。

4 非製品ガスに係る石油石炭税の還付措置の延長

（1）制度の趣旨

原油等を精製する過程においては、ガソリン等の石油製品以外に、品質・性状が安定しないこと等から製品として販売できないガス（いわゆる「非製品ガス」）が一定程度不可避免的に発生します。

石油石炭税は、精製された石油製品にではなく、石油製品の原料となる原油等が採取場から移出される段階又は保税地域から引き取られる段階で課税されるため、その原油等から発生する非製品ガスにも石油石炭税が課税された状態となります。このため、非製品ガスに対する石油石炭税の課税分は最終的に他の石油製品の価格に転嫁されることとなり、石油製品そのものに対してのみ石油石炭税が課税される輸入石油製品と比較した場合、石油石炭税に係る税負担の面でバランスが取れていない状況にありました。

また、国内供給に占める輸入石油製品の割合は増加傾向にあり、さらに、シンガポール・中国・韓国等周辺のアジア諸国の石油精製業者が大規模・最新鋭の製油所を新設・増設しており、石油製品の輸入は今後も増加することが想定されることから、我が国石油精製業者はますます輸入石油製品との厳しい競争にさらされることが予想され、国内における石油製品の需要の減少が続く中で、国産石油製品の安定供給の確保や石油サプライチェーンの維持を図るための投資を促すことが重要であると考えられました。

これらの点を踏まえ、平成26年度税制改正において、原油等を精製する過程で発生する非製品ガスに係る石油石炭税相当額を還付する特例措置が講じられました。

（注） 経済産業省は、本措置による還付金を活用した投資計画や、その投資計画の進捗状況等について定期的な報告を石油精製業者に求め、本措置の効果の把握・検証等を行うこととし

ています。

(2) 改正前の制度の概要

石油精製業者が、平成29年3月31日までに、製造場（その製造場の所在地を所轄する税務署長の承認を受けた製造場に限り、）において課税済みの原料から非製品ガス（石油及び歴青油並びにこれらの調製品等の製造に伴い副次的に製造されるものであって、販売（販売以外の授与を含みます。）の用に供するもの以外のものをいいます。以下同じです。）を製造した場合には、非製品ガスの数量に1kℓ当たり2,800円に相当する金額を乗じて得た金額を非製品ガスを製造した石油精製業者に還付することとされてきました（旧措法90の6の3）。

（注1） 課税済みの原料とは、課税済みの原油等（原油若しくは関税率法別表第2710・19号の1の(三)若しくは第2710・20号の1の(四)に掲げる粗油で石油石炭税課税済みのものをいいます。）、石油調製品等（同表第2710・12号、第2710・19号及び第2710・20号に掲げる石油及び歴青油並びにこれらの調製品

（同表第2710・19号の1の(三)又は第2710・20号の1の(四)に掲げる粗油で課税済みのものを除きます。）をいいます。）又は石油等の残留物（同表2713・11号若しくは第2713・12号に掲げる石油コークスを除きます。）で課税済みの原油等又は石油調製品等から本邦において製造されたものをいいます（旧措法90の6の3①、旧措令50の2の2②）。

（注2） 非製品ガスの数量は、当該非製品ガスの重量（温度0度及び1気圧の下における乾燥した当該非製品ガスの容量（m³）にその1m³当たりの重量（kg）を乗じて得たものをいいます。）を温度15度の下における当該非製品ガスの製造に使用された原料の1kℓ当たりの重量（kg）で除して算出します（旧措令50の2の2⑩）。

(3) 改正の内容

本措置については、石油精製業者の投資計画の進捗状況等を踏まえ、その適用期限を3年延長し、平成32年3月31日までの措置とすることとされました（措法90の6の3）。

四 航空機燃料税関係の改正

1 航空機燃料税の税率の特例措置の延長

(1) 改正前の制度の概要

平成23年度税制改正において、航空業界のグローバル競争が激化する中で、平成23年度から3年間を「集中改革期間」と位置付け、航空会社のコスト削減や航空行政の改革（徹底的なオープンスカイの推進、首都圏空港の機能強化等）を行い、我が国航空会社の国際競争力を強化していくこととされ、その施策の一環として、平成23年4月1日から平成26年3月31日までの間に航空機に積み込まれる航空機燃料に係る航空機燃料税について、その税率を航空機燃料1kℓ当たり18,000円（本則：26,000円）に軽減する特例措置が講じられていました。

平成23年度から3年間の「集中改革期間」を経て、我が国航空会社の収益は本措置の効果や航空会社のコスト削減努力等により改善しました。しかし、我が国の国内ネットワークについては、リーマンショックの影響等により、地方間の路線を中心に、路線が廃止されたり、運行回数が減少している状況にあり、地方住民等の利用者利便の向上を図るためにも、国内航空ネットワークの回復・充実を図ることが求められていました。このような状況に鑑み、国内航空ネットワークの回復・充実を図る観点から、平成26年度税制改正において、その適用期限が3年延長され、平成29年3月31日までの措置とされてきました（旧措法90の8）。

(2) 改正の内容

本措置について、引き続き、国内航空ネットワークの充実を図る観点から、その適用期限を3年延長し、平成32年3月31日までの措置とすることとされました（措法90の8）。

(注1) 航空会社各社は、平成28年度における国内ローカル路線の目標運航回数（約64.8万回／年）を設定し、それを行動目標として国内航空ネットワークの充実に向けて取り組み、利用者利便の向上を図ることとされていましたが、中堅航空会社の破綻、操縦士不足による運航停止等により未だ目標水準に到達していない状況にあることから、その目標期限は平成31年度まで延長されました。

(注2) 国内ローカル路線とは、幹線（新千歳空港、成田国際空港、東京国際空港、関西国際空港、大阪国際空港、福岡空港、那覇空港を相互に結ぶ路線）以外の路線をいいます。

2 沖縄路線航空機に積み込まれる航空機燃料に係る航空機燃料税の税率の特例措置の延長

(1) 改正前の制度の概要

平成9年度税制改正において、沖縄振興策の一環として、沖縄の重要な産業の一つである観光の一層の振興を図る観点から、本土－那覇路線（本土－沖縄本島間）の航空運賃引下げのための措置として、空港使用料の引下げ及び航空会社による協力とともに、当該路線航空機に平成14年3月31日までに積み込まれる航空機燃料に係る航空機燃料税の税率を1kℓ当たり15,600円（本則の5分の3）に軽減する特例措置が講じられました。

平成11年度税制改正において、一層の沖縄振興を図る観点から、航空運賃の更なる引下げに資するため、税率を更に引き下げることとされ、1kℓ当たり13,000円（本則の2分の1）に軽減する措置が講じられました。

平成14年度及び平成19年度の税制改正においては、沖縄県の社会経済状況等を考慮してその適用期限が5年延長されました。

平成22年度税制改正において、沖縄県外における県特産品の流通・販路拡大に寄与し、観光地としての沖縄の認知度を向上させるなど、観光振興上の効果を有する面があるとの観点から、旅客便に限定されていた特例措置の対象範囲に貨物便が追加されました。

平成23年度税制改正において、「航空機燃料税の税率の特例」が創設され、航空機燃料税の税率が18,000円に引き下げられたことに伴い、沖縄路線航空機に積み込まれる航空機燃料については、その軽減割合（本則の2分の1）に応じて1kℓ当たり9,000円とすることとされました。

平成24年度税制改正において、本土－沖縄本島間と同様に、沖縄県の観光振興策の一環として、本土からの観光客の確保を図り、地域の経済活性化を促進するという観点から、本措置の対象に、本土－宮古島、石垣島又は久米島間の航路（那覇経由便を除きます。）を追加することとされ、その適用期限が平成26年3月31日までとされました。

平成26年度税制改正において、更に沖縄の観光振興を進めるためには、沖縄の離島が有する豊かな自然・文化への接触機会の拡大や観光客の滞在日数の増加等が重要であり、本土から沖縄本島に来訪する観光客を沖縄県内の離島への誘客する観点から、本措置の対象に沖縄県の区域内の各地間を航行する航空機を追加することとされ、その適用期限が平成29年3月31日までとされました（旧措法90の8の2）。

(2) 改正の内容

本措置については、その適用期限を3年延長し、平成32年3月31日までの措置とすることとされました（措法90の8の2）。

3 特定離島路線航空機に積み込まれる航空機燃料に係る航空機燃料税の税率の特例措置の延長

(1) 改正前の制度の概要

平成11年度税制改正において、離島については本土との地理的な隔絶性等の特殊事情があり、離島住民の生活の安定を図る上で航空交通の安定的な確保について政策上の配慮が求められていたこと等に鑑み、2年間の措置として、特定離島路線航空機に積み込まれる航空機燃料に係る航空機燃料税の税率を1kℓ当たり19,500円（本則の4分の3）に軽減する特例措置が講じられ、その後、期限の到来に伴い適用期限が延長されました。

平成23年度税制改正において、3年間の措置として、航空機燃料税の税率が1kℓ当たり18,000円（本則：26,000円）に引き下げられたことに伴い、特定離島路線航空機に積み込まれる航空機燃料については、その軽減割合（本則の4分の3）に応じて、航空機燃料税の税率を1kℓ当たり13,500円とする措置が講じられ、その後、平成26年度税制改正において、その適用期限が3年延長されました（旧措法90の9）。

（注）「特定離島路線」とは、離島（その地域の全部又は一部が離島振興法の規定により指定された離島振興対策実施地域に含まれる島、奄美群島振興開発特別措置法に規定された奄美

群島の区域に含まれる島及び沖縄振興特別措置法に規定された離島をいいます。）と本邦の地域との間の路線（宮古島、石垣島又は久米島と沖縄以外の本邦の地域との間の路線及び沖縄県の区域内の各地間の路線を除きます。）のうち、旅客の運送の確保を図ることが離島の住民の生活の安定に資するために特に必要なものとして、国土交通大臣が財務大臣と協議して指定した路線及び離島と成田国際空港、東京国際空港、関西国際空港又は大阪国際空港との間の路線（沖縄路線航空機に積み込まれた航空機燃料に係る航空機燃料税の税率の特例措置が適用される路線を除きます。）をいいます（旧措法90の9、措令50の4、旧特定離島路線の指定に関する告示（平11運輸告173））。

(2) 改正の内容

本措置については、その適用期限を3年延長し、平成32年3月31日までの措置とすることとされました（措法90の9）。

また、国土交通大臣が財務大臣と協議した結果、奄美大島と福岡空港との間の路線及び屋久島と福岡空港との間の路線が本措置の対象となる路線に指定されました（措令50の4①三、特定離島路線の指定に関する告示（平11運輸告173））。

五 自動車重量税関係の改正

1 自動車重量税の免税等の特例措置（いわゆる「エコカー減税」）の延長等

(1) 制度の趣旨等

平成20年当時、厳しい経済情勢の下で、自動車の販売台数が減少し、裾野の広い関連産業に影響を及ぼすことが懸念されたことから、自動車の買換・購入需要を促進するとともに、環境性能に優れた自動車の普及・促進を図り、今後

我が国が目指すべき低炭素社会の実現につながる措置を講ずる観点から、平成21年度税制改正において、平成21年4月1日から平成24年4月30日までの間に最初に受ける車検の際に納付すべき自動車重量税について、環境性能に優れた自動車に係る負担を時限的に免除・軽減する措置（以下「エコカー減税」といいます。）が創設されました。

平成22年度税制改正において、エコカー減税

の対象に、車両総重量が2.5 tを超え3.5 t以下のバス・トラック等（ディーゼル・ガソリン自動車）を追加することとされました。

平成24年度税制改正において、地球温暖化対策の推進、自動車産業の技術的優位性の確保・向上等の観点を踏まえ、燃費基準等の切り換えを行うとともに、特に環境性能に優れた自動車に対する軽減措置を拡充した上、その適用期限を3年延長することとされました。

平成26年度税制改正において、消費税率の引上げの前後における駆け込み需要、反動減の緩和や自動車重量税の更なるグリーン化を推進する観点から、平成26年4月1日以後に初めて自動車検査証の交付を受けた免税対象車について、2回目の車検時に係る自動車重量税を免除（改正前：50%軽減）することとされました。

平成27年度税制改正において、地球温暖化対策の推進、自動車産業の技術的優位性の確保・向上等の観点を踏まえ、燃費基準の移行を円滑に進めるとともに、足下の自動車の消費を喚起することにも配慮し、経過的な措置として、平成32年度燃費基準への単純な置き換えを行うとともに、改正前の平成27年度燃費基準によるエコカー減税対象車の一部を引き続き減税対象とする等の措置を講じた上で、その適用期限を2年延長することとされました。

平成28年度税制改正において、平成28年ディーゼル重量車排出ガス規制に適合するバス・トラックをエコカー減税の対象に追加することとされました。

(2) 改正前の制度の概要

排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい検査自動車のうち、平成27年5月1日から平成29年4月30日までの間に新車に係る新規検査を受けたものについて、その納付すべき自動車重量税を免税、75%軽減、50%軽減又は25%軽減とすることとされてきました（旧措法90の12①～④、旧措規40の4①～④②）。

(3) 改正の内容

エコカー減税については、燃費性能がより優れた自動車の普及を促進する観点から、対象となる自動車の範囲を見直した上、その適用期限を2年延長することとされました（措法90の12）。

具体的には、排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい検査自動車のうち、平成29年5月1日から平成31年4月30日までの間に新車に係る新規検査を受ける以下の自動車について、その納付すべき自動車重量税を免税、75%軽減、50%軽減又は25%軽減することとされました（措法90の12①～④、措規40の4①～④⑤）。

① 免税対象車

- イ 電気自動車（措法90の12①一）
- ロ 天然ガス自動車のうち以下のもの（措法90の12①二）
 - (イ) 車両総重量が3.5 t以下の自動車のうち、平成30年排出ガス規制に適合したもの（措法90の12①二イ、措規40の4①②）
 - (ロ) 平成21年排出ガス規制に適合し、かつ、平成21年排出ガス基準値より10%以上窒素酸化物の排出量が少ないもの（措法90の12①二ロ、措規40の4①③④）
- ハ プラグインハイブリッド自動車（措法90の12①三、措規40の4⑤⑥）
- ニ ガソリン自動車のうち以下のもの（措法90の12①四）
 - (イ) 乗用車（乗車定員10人以下の乗用自動車をいいます。以下同じです。）で次のいずれかに該当する自動車のうち、平成32年度燃費基準値より40%（平成30年4月30日までの間は、30%）以上燃費性能の良いもの（措法90の12①四イ、措規40の4⑦～⑨）
 - i 平成30年排出ガス規制に適合し、かつ、平成30年排出ガス基準値より50%以上窒素酸化物等の排出量が少ない自動車

- ii 平成17年排出ガス規制に適合し、かつ、平成17年排出ガス基準値より75%以上窒素酸化物等の排出量が少ない自動車
- (ロ) 車両総重量が2.5 t 以下のバス・トラックで次のいずれかに該当する自動車のうち、平成27年度燃費基準値より25%以上燃費性能の良いもの（措法90の12①四〇、措規40の4⑪）
 - i 平成30年排出ガス規制に適合し、かつ、平成30年排出ガス基準値より50%以上窒素酸化物等の排出量が少ない自動車
 - ii 平成17年排出ガス規制に適合し、かつ、平成17年排出ガス基準値より75%以上窒素酸化物等の排出量が少ない自動車
- (ハ) 車両総重量が2.5t を超え3.5t 以下のバス・トラックで次のいずれかに該当する自動車のうち、平成27年度燃費基準値より15%以上燃費性能の良いもの（措法90の12①四八、措規40の4⑫）
 - i 平成30年排出ガス規制に適合し、かつ、平成30年排出ガス基準値より50%以上窒素酸化物等の排出量が少ない自動車
 - ii 平成17年排出ガス規制に適合し、かつ、平成17年排出ガス基準値より75%以上窒素酸化物等の排出量が少ない自動車
- ホ 石油ガス自動車（乗用車に限ります。以下同じです。）で次のいずれかに該当するもののうち、平成32年度燃費基準値より40%（平成30年4月30日までの間は、30%）以上燃費性能の良いもの（措法90の12①五、措規40の4⑬～⑮）
 - (イ) 平成30年排出ガス規制に適合し、かつ、平成30年排出ガス基準値より50%以上窒素酸化物等の排出量が少ない自動車
 - (ロ) 平成17年排出ガス規制に適合し、かつ、平成17年排出ガス基準値より75%以上窒素酸化物等の排出量が少ない自動車
- ヘ ディーゼル自動車のうち以下のもの（措法90の12①六）
 - (イ) クリーンディーゼル乗用車（平成30年排出ガス規制又は平成21年排出ガス規制に適合した乗用車に限ります。）（措法90の12①六一、措規40の4⑯⑰）
 - (ロ) 車両総重量が2.5t を超え3.5t 以下のバス・トラックで次のいずれかに該当する自動車のうち、平成27年度燃費基準値より15%以上燃費性能の良いもの（措法90の12①六〇、措規40の4⑱）
 - i 平成30年排出ガス規制に適合する自動車
 - ii 平成21年排出ガス規制に適合し、かつ、平成21年排出ガス基準値より10%以上窒素酸化物等の排出量が少ない自動車
 - (ハ) 車両総重量が3.5t を超えるバス・トラックで次のいずれかに該当する自動車のうち、平成27年度燃費基準値より15%以上燃費性能の良いもの（措法90の12①六八、措規40の4⑲～⑳）
 - i 平成28年排出ガス規制に適合する自動車
 - ii 平成21年排出ガス規制に適合し、かつ、平成21年排出ガス基準値より10%以上窒素酸化物等の排出量が少ない自動車
- ② 75%軽減対象車
 - イ ガソリン自動車のうち以下のもの（措法90の12②一）
 - (イ) 乗用車で次のいずれかに該当する自動車のうち、平成32年度燃費基準値より20%以上燃費性能の良いもの（措法90の12②一イ、措規40の4㉒）
 - i 平成30年排出ガス規制に適合し、かつ、平成30年排出ガス基準値より50%以上窒素酸化物等の排出量が少ない自

- 動車
- ii 平成17年排出ガス規制に適合し、かつ、平成17年排出ガス基準値より75%以上窒素酸化物等の排出量が少ない自動車
- (ロ) 車両総重量が2.5t以下のバス・トラックで次のいずれかに該当する自動車のうち、平成27年度燃費基準値より20%以上燃費性能の良いもの（措法90の12②一ロ、措規40の4⑳）
- i 平成30年排出ガス規制に適合し、かつ、平成30年排出ガス基準値より50%以上窒素酸化物等の排出量が少ない自動車
 - ii 平成17年排出ガス規制に適合し、かつ、平成17年排出ガス基準値より75%以上窒素酸化物等の排出量が少ない自動車
- (ハ) 車両総重量が2.5tを超え3.5t以下のバス・トラックで次のいずれかに該当する自動車のうち、平成27年度燃費基準値より10%以上燃費性能の良いもの（措法90の12②一ハ、措規40の4㉑）
- i 平成30年排出ガス規制に適合し、かつ、平成30年排出ガス基準値より50%以上窒素酸化物等の排出量が少ない自動車
 - ii 平成17年排出ガス規制に適合し、かつ、平成17年排出ガス基準値より75%以上窒素酸化物等の排出量が少ない自動車
- (ニ) 車両総重量が2.5tを超え3.5t以下のバス・トラックで次のいずれかに該当する自動車のうち、平成27年度燃費基準値より15%以上燃費性能の良いもの（措法90の12②一ニ、措規40の4㉒）
- i 平成30年排出ガス規制に適合し、かつ、平成30年排出ガス基準値より25%以上窒素酸化物等の排出量が少ない自動車
 - ii 平成17年排出ガス規制に適合し、かつ、平成17年排出ガス基準値より50%以上窒素酸化物等の排出量が少ない自動車
- ロ 石油ガス自動車で次のいずれかに該当するもののうち、平成32年度燃費基準値より20%以上燃費性能の良いもの（措法90の12②二、措規40の4㉓）
- (イ) 平成30年排出ガス規制に適合し、かつ、平成30年排出ガス基準値より50%以上窒素酸化物等の排出量が少ない自動車
 - (ロ) 平成17年排出ガス規制に適合し、かつ、平成17年排出ガス基準値より75%以上窒素酸化物等の排出量が少ない自動車
- ハ ディーゼル自動車のうち以下のもの（措法90の12②三）
- (イ) 車両総重量が2.5tを超え3.5t以下のバス・トラックで次のいずれかに該当する自動車のうち、平成27年度燃費基準値より10%以上燃費性能の良いもの（措法90の12②三イ、措規40の4㉔）
 - i 平成30年排出ガス規制に適合する自動車
 - ii 平成21年排出ガス規制に適合し、かつ、平成21年排出ガス基準値より10%以上窒素酸化物等の排出量が少ない自動車
 - (ロ) 車両総重量が2.5tを超え3.5t以下のバス・トラックで平成21年排出ガス規制に適合する自動車のうち、平成27年度燃費基準値より15%以上燃費性能の良いもの（措法90の12②三口、措規40の4㉕）
 - (ハ) 車両総重量が3.5tを超えるバス・トラックで次のいずれかに該当する自動車のうち、平成27年度燃費基準値より10%以上燃費性能の良いもの（措法90の12②三八、措規40の4㉖）
 - i 平成28年排出ガス規制に適合する自動車
 - ii 平成21年排出ガス規制に適合し、か

- つ、平成21年排出ガス基準値より10%以上窒素酸化物等の排出量が少ない自動車
- ③ 50%軽減対象車
- イ ガソリン自動車のうち以下のもの（措法90の12③一）
- (イ) 乗用車で次のいずれかに該当する自動車のうち、平成32年度燃費基準値より10%以上燃費性能の良いもの（措法90の12③一イ、措規40の4③0）
- i 平成30年排出ガス規制に適合し、かつ、平成30年排出ガス基準値より50%以上窒素酸化物等の排出量が少ない自動車
- ii 平成17年排出ガス規制に適合し、かつ、平成17年排出ガス基準値より75%以上窒素酸化物等の排出量が少ない自動車
- (ロ) 車両総重量が2.5t以下のバス・トラックで次のいずれかに該当する自動車のうち、平成27年度燃費基準値より15%以上燃費性能の良いもの（措法90の12③一口、措規40の4③1）
- i 平成30年排出ガス規制に適合し、かつ、平成30年排出ガス基準値より50%以上窒素酸化物等の排出量が少ない自動車
- ii 平成17年排出ガス規制に適合し、かつ、平成17年排出ガス基準値より75%以上窒素酸化物等の排出量が少ない自動車
- (ハ) 車両総重量が2.5tを超え3.5t以下のバス・トラックで次のいずれかに該当する自動車のうち、平成27年度燃費基準値より5%以上燃費性能の良いもの（措法90の12③一ハ、措規40の4③2）
- i 平成30年排出ガス規制に適合し、かつ、平成30年排出ガス基準値より50%以上窒素酸化物等の排出量が少ない自動車
- ii 平成17年排出ガス規制に適合し、かつ、平成17年排出ガス基準値より75%以上窒素酸化物等の排出量が少ない自動車
- (ニ) 車両総重量が2.5tを超え3.5t以下のバス・トラックで次のいずれかに該当する自動車のうち、平成27年度燃費基準値より10%以上燃費性能の良いもの（措法90の12③一二、措規40の4③3）
- i 平成30年排出ガス規制に適合し、かつ、平成30年排出ガス基準値より25%以上窒素酸化物等の排出量が少ない自動車
- ii 平成17年排出ガス規制に適合し、かつ、平成17年排出ガス基準値より50%以上窒素酸化物等の排出量が少ない自動車
- ロ 石油ガス自動車で次のいずれかに該当するもののうち、平成32年度燃費基準値より10%以上燃費性能の良いもの（措法90の12③二、措規40の4③4）
- (イ) 平成30年排出ガス規制に適合し、かつ、平成30年排出ガス基準値より50%以上窒素酸化物等の排出量が少ない自動車
- (ロ) 平成17年排出ガス規制に適合し、かつ、平成17年排出ガス基準値より75%以上窒素酸化物等の排出量が少ない自動車
- ハ ディーゼル自動車のうち以下のもの（措法90の12③三）
- (イ) 車両総重量が2.5tを超え3.5t以下のバス・トラックで次のいずれかに該当する自動車のうち、平成27年度燃費基準値より5%以上燃費性能の良いもの（措法90の12③三イ、措規40の4③5）
- i 平成30年排出ガス規制に適合する自動車
- ii 平成21年排出ガス規制に適合し、かつ、平成21年排出ガス基準値より10%以上窒素酸化物等の排出量が少ない自動車

- (ロ) 車両総重量が2.5tを超え3.5t以下のバス・トラックで平成21年排出ガス規制に適合する自動車のうち、平成27年度燃費基準値より10%以上燃費性能の良いもの（措法90の12③三口、措規40の4③⑥）
 - (ハ) 車両総重量が3.5tを超えるバス・トラックで次のいずれかに該当する自動車のうち、平成27年度燃費基準値より5%以上燃費性能の良いもの（措法90の12③三八、措規40の4③⑦）
 - i 平成28年排出ガス規制に適合する自動車
 - ii 平成21年排出ガス規制に適合し、かつ、平成21年排出ガス基準値より10%以上窒素酸化物等の排出量が少ない自動車
- ④ 25%軽減対象車
- イ ガソリン自動車のうち以下のもの（措法90の12④一）
 - (イ) 乗用車で次のいずれかに該当する自動車のうち、平成32年度燃費基準を満たす（平成30年4月30日までの間は、平成27年度燃費基準値より10%以上燃費性能の良い）もの（措法90の12④一イ、措規40の4③⑧）
 - i 平成30年排出ガス規制に適合し、かつ、平成30年排出ガス基準値より50%以上窒素酸化物等の排出量が少ない自動車
 - ii 平成17年排出ガス規制に適合し、かつ、平成17年排出ガス基準値より75%以上窒素酸化物等の排出量が少ない自動車
 - (ロ) 車両総重量が2.5t以下のバス・トラックで次のいずれかに該当する自動車のうち、平成27年度燃費基準値より5%以上燃費性能の良いもの（措法90の12④一口、措規40の4③⑨）
 - i 平成30年排出ガス規制に適合し、かつ、平成30年排出ガス基準値より50%以上窒素酸化物等の排出量が少ない自動車
 - ii 平成17年排出ガス規制に適合し、かつ、平成17年排出ガス基準値より75%以上窒素酸化物等の排出量が少ない自動車
 - ロ 石油ガス自動車で次のいずれかに該当するもののうち、平成32年度燃費基準を満たすもの（措法90の12④二、措規40の4④②）
 - (イ) 平成30年排出ガス規制に適合し、かつ、平成30年排出ガス基準値より50%以上窒素酸化物等の排出量が少ない自動車
 - (ロ) 平成17年排出ガス規制に適合し、かつ、平成17年排出ガス基準値より75%以上窒素酸化物等の排出量が少ない自動車

素酸化物等の排出量が少ない自動車

ハ ディーゼル自動車のうち以下のもの（措法90の12④三）

(イ) 車両総重量が2.5tを超え3.5t以下のバス・トラックで次のいずれかに該当する自動車のうち、平成27年度燃費基準を満たすもの（措法90の12④三イ、措規40の4④③）

i 平成30年排出ガス規制に適合する自動車

ii 平成21年排出ガス規制に適合し、かつ、平成21年排出ガス基準値より10%以上窒素酸化物等の排出量が少ない自動車

(ロ) 車両総重量が2.5tを超え3.5t以下のバス・トラックで平成21年排出ガス規制に適合する自動車のうち、平成27年度燃費基準値より5%以上燃費性能の良いもの（措法90の12④三口、措規40の4④④）

(ハ) 車両総重量が3.5tを超えるバス・トラックで次のいずれかに該当する自動車のうち、平成27年度燃費基準を満たすもの（措法90の12④三八、措規40の4④⑤）

i 平成28年排出ガス規制に適合する自動車

ii 平成21年排出ガス規制に適合し、かつ、平成21年排出ガス基準値より10%以上窒素酸化物等の排出量が少ない自動車

上記①の免税対象車（ガソリン自動車（乗用車に限ります。）又は石油ガス自動車にあつては、次のイ及びロのものに限ります。）については、新車に係る新規検査時に交付を受けた自動車検査証の有効期間が満了する日から起算して15日を経過する日までに受ける最初の自動車検査証の交付等（2回目の車検）に係る自動車重量税が免除されます。ただし、新車に係る新規検査の際に確認された環境性能に影響を及ぼすような一定の改造が行われた場合は除かれます（措法90の12⑤、

措規40の4④⑥）。

イ 平成29年5月1日から平成30年4月30日までの間に上記①に該当することにより免税の規定が適用された自動車 平成32年度燃費基準値より40%以上燃費性能の良いもの（措法90の12⑤一）

ロ 平成30年5月1日から平成31年4月30日までの間に上記①に該当することにより免税の規定が適用された自動車 平成32年度燃費基準値より50%以上燃費性能の良いもの（措法90の12⑤二）

(注1) 上記②から④までにおいて、75%軽減、50%軽減又は25%軽減の基礎となる自動車重量税の税率は、自動車重量税法第7条に規定する本則税率となります（措法90の11①）。

(注2) 今般の改正によりエコカー減税の対象外となる以下のガソリン自動車のうち乗用車（ハイブリッド自動車及び軽自動車を除きます。）については、新車に係る新規検査の際の自動車重量税の税率について、自動車重量税法第7条に規定する本則税率を適用することとする経過措置が講じられています。

イ 平成29年5月1日から平成30年4月30日までの間に新車に係る新規検査を受ける自動車 平成17年排出ガス規制に適合し、かつ、平成17年排出ガス基準値より75%以上窒素酸化物等の排出量が少ない自動車のうち、平成27年度燃費基準値より5%以上燃費性能の良いもの（改正法附則93②）

ロ 平成30年5月1日から平成31年4月30日までの間に新車に係る新規検査を受ける自動車 平成17年排出ガス規制に適合し、かつ、平成17年排出ガス基準値より75%以上窒素酸化物等の排出量が少ない自動車のうち、平成27年度燃費基準値より10%以上燃費性能の良いもの（改正法附則93③）

- (4) 適用関係 車検査証の交付を受ける自動車について適用さ
 上記の改正は、平成29年5月1日以後に自動 れます（改正法附則1一）。

自動車重量税の免税等の特例（「エコカー減税」）の延長等

○乗用車

減免要件		排出ガス性能	燃費性能	平成29年5月1日 ～平成30年4月30日	平成30年5月1日 ～平成31年4月30日	
				電気自動車、プラグインハイブリッド車 燃料電池車、クリーンディーゼル車（平成30年排出ガス規制適合又は平成21年排出ガス規制適合） 天然ガス自動車（平成30年排出ガス規制適合又は平成21年排出ガス基準（NOx）10%低減）		平成32年度燃費基準 +50%達成
ガソリン車、石油ガス車（ハイブリッド車を含む）		平成32年度燃費基準 +40%達成		免税		
		平成32年度燃費基準 +30%達成		免税	75%軽減	
		平成32年度燃費基準 +20%達成		75%軽減		
		平成32年度燃費基準 +10%達成		50%軽減	50%軽減	
		平成32年度燃費基準 達成		25%軽減	25%軽減	25%軽減
		平成27年度燃費基準 +10%達成				

○軽量車（車両総重量2.5 t以下のバス・トラック）

減免要件	排出ガス性能	燃費性能〔平成27年度燃費基準〕			
		+5%達成	+15%達成	+20%達成	+25%達成
電気自動車、プラグインハイブリッド車、燃料電池車、天然ガス自動車（平成30年排出ガス規制適合又は平成21年排出ガス基準（NOx）10%低減）	免税（2回目車検：免税）				
ガソリン車 (ハイブリッド車を含む)	平成30年排出ガス基準 50%低減 又は 平成17年排出ガス基準 75%低減	25%軽減	50%軽減	75%軽減	免税 (2回目車 検：免税)

○中量車（車両総重量2.5 t 超3.5 t 以下のバス・トラック）

減免要件	排出ガス性能	燃費性能〔平成27年度燃費基準〕			
		達成	+ 5 %達成	+10%達成	+ 15%達成
電気自動車、プラグインハイブリッド車、燃料電池車、天然ガス自動車（平成30年排出ガス規制適合又は平成21年排出ガス基準（NOx）10%低減）	免税（2回目車検：免税）				
ガソリン車 （ハイブリッド車を含む）	平成30年排出ガス基準 50%低減 又は 平成17年排出ガス基準 75%低減	25%軽減	50%軽減	75%軽減	免税 （2回目車 検：免税）
	平成30年排出ガス基準 25%低減 又は 平成17年排出ガス基準 50%低減		25%軽減	50%軽減	75%軽減
ディーゼル車 （ハイブリッド車を含む）	平成30年排ガス規制適合 又は 平成21年排出ガス基準 （NOx・PM）10%低減	25%軽減	50%軽減	75%軽減	免税 （2回目車 検：免税）
	平成21年排出ガス規制適合		25%軽減	50%軽減	75%軽減

○重量車（車両総重量3.5 t 超のバス・トラック）

減免要件	排出ガス性能	燃費性能〔平成27年度燃費基準〕			
		達成	+ 5 %達成	+10%達成	+ 15%達成
電気自動車、プラグインハイブリッド車、燃料電池車、天然ガス自動車（平成21年排出ガス基準（NOx）10%低減）	免税（2回目車検：免税）				
ディーゼル車 （ハイブリッド車を含む）	平成28年排出ガス規制適合 又は 平成21年排出ガス基準 （NOx・PM）10%低減	25%軽減	50%軽減	75%軽減	免税 （2回目車 検：免税）

2 自動車重量税の納付の事実の確認等の 特例措置の創設

(1) 制度創設の背景

自動車重量税には、環境性能に優れた自動車の普及を促進する観点から、排ガス性能や燃費性能に優れた自動車に係る自動車重量税を免除

し、又は軽減する特例（以下「エコカー減税等」といいます。）が措置されています。

平成28年4月、一部の自動車メーカーが、その製作する自動車の型式指定の申請に際し、燃費性能の評価に必要なデータを改ざんし、国土交通大臣から誤った評価を受けていた事実が発覚しました。その結果、エコカー減税等の適用

を受けていた自動車について、本来納付すべき自動車重量税が納付されていないことが判明しました。

改正前の制度では、自動車メーカーの不正により発生した自動車重量税の納付不足額であっても、自動車重量税法が規定する納税義務者（以下「自動車ユーザー」といいます。）にその負担を求めることとなっていました。

今回の不正を踏まえ、税制において適正公平な課税を実現するための仕組みを構築する観点から、自動車メーカー等による不正行為に起因して自動車重量税に納付不足額が生じた場合には、当該納付不足額にその1割に相当する金額を加算した額を当該自動車メーカー等から徴収する等の制度が創設されました。

(2) 制度の概要

自動車重量税の法定納期限後において納付すべき自動車重量税の額の全部又は一部が納付されていない事実が発覚した場合において、当該事実が生じた原因が自動車メーカー等が偽りその他不正の手段により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該認定等を取り消したことによるものであるときは、当該自動車メーカー等を当該納付不足額に係る自動車重量税の納税義務者とみなして、当該納付不足額にその1割に相当する金額を加算した額を当該自動車メーカー等から徴収することとされました（措法90の12の2③④）。

(注1) 国土交通大臣の認定等とは、エコカー減税等の対象車に該当するかどうかの判断に用いられる認定等であって、具体的には、低排出ガス車認定実施要領（平12運輸告103）第5条の規定による排ガス性能の認定及び自動車の燃費性能の評価及び公表に関する実施要領（平16国土交通告61）第3条から第4条の2までの規定による燃費性能の評価をいいます（措規40の5①）。

(注2) 偽りその他不正の手段により国土交通大臣の認定等を受けた場合における自動車重

量税の徴収権の時効は、その法定納期限から2年間は進行しないこととされました（措法90の12⑤）。

(3) 適用関係

本措置は、平成29年4月1日以後に法定納期限の到来する自動車重量税について適用されず（改正法附則93④）。

なお、平成29年3月31日以前に法定納期限の到来した自動車重量税について納付不足額が生じた場合において、その原因が自動車ユーザー以外の者（以下「第三者」といいます。）にあるときは、当該第三者（当該第三者と特別の関係がある者を含みます。以下同じです。）に対し、当該納付不足額の納付を申し出る機会を与え、当該第三者が当該申出をしたときは、当該第三者を当該納付不足額に係る自動車重量税の納税義務者とみなして、当該第三者から当該納付不足額に係る自動車重量税を徴収することとする経過措置が講じられています（改正法附則93⑤⑥）。

(注) 第三者と特別の関係がある者とは、当該第三者の株式若しくは出資を保有する者又は当該第三者が製作する自動車を購入する契約を締結している者であって当該自動車を販売することを業とするものをいいます（改正措令附則33①）。

3 車両安定性制御装置等を装備した乗合自動車等に係る自動車重量税率の特例措置の改正

(1) 制度の趣旨等

我が国では、産学官が連携し、交通事故の削減に資する先進安全自動車の開発・普及を進めています。その成果として、大型貨物自動車向けの衝突被害軽減ブレーキが世界に先駆けて実用化されましたが、このような衝突被害軽減ブレーキを導入することは国際的な潮流となっており、我が国では、衝突被害軽減ブレーキの技術基準が策定され、平成26年11月以降、順次、

大型貨物自動車に対して衝突被害軽減ブレーキの装備を義務付けることとされました。

こうした状況も踏まえ、衝突被害軽減ブレーキを装備した大型貨物自動車の早期普及を図る観点から、平成24年度税制改正において、装備義務付けより前の措置として、当該大型貨物自動車の新車に係る新規検査を受ける際の自動車重量税を50%軽減する特例措置が創設されました。

また、平成24年4月に発生した関越自動車道における高速バス事故を契機に、バスの安全対策を強化する観点から、バスに対する衝突被害軽減ブレーキの装備義務付けを含めた車両安全対策の検討が進められました。その結果、車両総重量が5tを超えるバス等（人の運送の用に供する自動車で乗車定員が10人以上のもの（立席を有するものを除きます。）をいいます。以下同じです。）に対する衝突被害軽減ブレーキの技術基準が策定され、装備を義務付けることとされたことから、その早期普及を図る観点から、平成25年度税制改正において、装備義務付けより前の措置として、本措置の対象に車両総重量が5tを超えるバス等であって衝突被害軽減ブレーキを装備したものを加えることとされました。

平成27年度税制改正において、衝突被害軽減ブレーキ等の早期普及により交通事故の防止及び被害軽減を加速化させる観点から、本措置の適用対象車の範囲を拡充するとともに、対象装置に装備を義務付けることとされている車両安定性制御装置を追加した上、その適用期限を3年延長することとされました。

(2) 改正前の制度の概要

平成27年5月1日から平成30年4月30日（下記①ハ及び②ホの自動車については、平成28年10月31日）までの間に新車に係る新規検査を受ける以下の自動車について、その納付すべき自動車重量税を75%軽減又は50%軽減することとされていました（旧措法90の14、旧措規40の6）。

① 75%軽減対象車

イ 車両総重量が5tを超え12t以下のバス等であって、車両安定性制御装置及び衝突被害軽減ブレーキを装備したもの（旧措法90の14①一）

ロ 車両総重量が3.5tを超え20t以下のトラック（一定の牽引自動車及び被牽引自動車を除きます。以下同じです。）であって、車両安定性制御装置及び衝突被害軽減ブレーキを装備したもの（旧措法90の14①二・三）

ハ 車両総重量が20tを超え22t以下のトラックであって、車両安定性制御装置及び衝突被害軽減ブレーキを装備したもの（旧措法90の14①四）

② 50%軽減対象車

イ 車両総重量が20tを超え22t以下のトラックであって、車両安定性制御装置及び衝突被害軽減ブレーキを装備したもの（旧措法90の14②）

ロ 車両総重量が5t以下のバス等であって、衝突被害軽減ブレーキを装備したもの（旧措法90の14③一）

ハ 車両総重量が5tを超え12t以下のバス等であって、車両安定性制御装置又は衝突被害軽減ブレーキを装備したもの（旧措法90の14③二）

ニ 車両総重量が3.5tを超え20t以下のトラックであって、車両安定性制御装置又は衝突被害軽減ブレーキを装備したもの（旧措法90の14③三・四）

ホ 車両総重量が20tを超え22t以下のトラックであって、車両安定性制御装置又は衝突被害軽減ブレーキを装備したもの（旧措法90の14③五）

(3) 改正の内容

平成28年1月に発生した軽井沢スキーバス事故を契機とした道路運送法の改正（貸切バス事業者の事業許可の更新制の導入・罰則強化な

ど）等による貸切バス運行の安全性強化の一環として、装備を義務付けることとされている車線逸脱警報装置の早期普及を図る観点から、本措置の対象に車両総重量が12tを超えるバス等であって車線逸脱警報装置を装備したものを加え、当該バス等の新車に係る新規検査を受ける際に納付すべき自動車重量税を25%軽減することとされました（措法90の14④）。

(4) 適用関係

上記の改正は、平成29年4月1日以後に自動車検査証の交付を受ける自動車について適用されます（改正法附則1）。

4 被災自動車に係る自動車重量税の還付措置の創設

(1) 制度創設の背景

自動車重量税は、自動車検査証の交付等を受ける際に課される税ですが、自動車重量税の性格については次のように説明されています。「自動車重量税の性格につきましても、自動車重量税は、自動車が車検を受け又は届出を行うことにより走行可能になるという法的地位あるいは利益を受けることに着目して課税される一種の権利創設税であると考えている。」（昭和46年5月18日衆議院大蔵委員会における政府答弁）

このような税の性格から、一旦有効に自動車検査を受けた自動車については、廃車されたとしても、自動車重量税の還付措置は設けられていませんでした。しかしながら、平成14年度税制改正において、使用済自動車の不法投棄防止及びリサイクル促進という政策的観点から、自動車検査証の有効期間内に使用済自動車となり、適正に解体された自動車について還付措置（以下「廃車還付制度」といいます。）が設けられました。

近年、災害が頻発していることを踏まえ、被災者や被災事業者の不安を早期に解消するとともに、復旧や復興の動きに遅れることなく税制

上の対応を手当する観点から、災害への税制上の対応の規定の常設化が検討されました。検討の結果、多くの自動車が被災することが考えられる大規模な自然災害が発生した場合には、被災者にとっては生活再建が最優先という事情がある中で、自動車が倒壊家屋の下敷きになったり、洪水等により所在が不明になったりすることで、迅速に当該自動車をリサイクルし、自動車重量税の還付を適切に受けることが困難になることが想定されることから、自然災害（被災者生活再建支援法第2条第2項に規定する政令で定める自然災害をいいます。以下同じです。）により被災した自動車（以下「被災自動車」といいます。）に係る自動車重量税の還付措置を講ずることとされました。

(2) 制度の概要

本措置については、被災自動車の所有者が、当該被災自動車に係る自然災害の発生した日から同日以後5年を経過する日までの間に還付申請書を国土交通大臣等を通じて税務署長に提出することにより、還付を受けることとなりますが、還付の対象となる自動車及び還付金額の計算方法については以下のとおりです（措法90の15②④、措令51の5）。

(注) 災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和22年法律第175号）第9条の規定の適用がある場合は、本措置は適用されません（措法90の15③）。

① 還付の対象となる自動車は、自動車検査証の交付等を受けた自動車（使用済自動車の再資源化等に関する法律第2条第1項に規定する自動車に限ります。）のうち、自動車検査証に記載された有効期間の満了する日前に自然災害を原因として滅失し、又は解体したもので以下の手続がされたものとなります（措法90の15②）。

イ 道路運送車両法第4条に規定する登録を受けた自動車については、同法第15条に規定する永久抹消登録のうち滅失若しくは解

体を事由とするもの又は同法第16条第2項の規定による届出のうち滅失若しくは解体を事由とするもの（措令51の5②一）

ロ イに掲げる自動車以外のものについては、道路運送車両法第69条の2第1項の規定による届出のうち滅失又は解体を事由とするもの（措令51の5②二）

② 還付金額の計算は以下のとおりです。

イ ロ以外の場合は、自動車検査証の交付等を受ける際に納付された自動車重量税の額に相当する金額を自動車検査証の有効期間の月数で除し、これに被災自動車に係る自然災害から当該自動車検査証に記載された有効期間の満了する日までの月数を乗じて計算した金額（措令51の5③一）

（注） 月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数があるときは、切り捨てます

（措令51の5⑤）。

ロ 被災自動車に係る自動車重量税の額につき、既に、廃車還付制度若しくは本還付制度の適用により還付された金額がある場合又は還付を受けようとしている場合は、イにより計算した金額から当該還付された金額又は当該還付を受けようとする金額を控除した金額（措令51の5③二）

（注） この還付金には、国税通則法の規定による還付加算金は、付されません（措法90の15⑤）。

(3) 適用関係

本措置は、平成28年4月1日以後に発生した自然災害に係る被災自動車について適用されません（改正法附則93⑩）。

六 印紙税関係の改正

1 被災者が作成する不動産譲渡契約書等の印紙税の非課税措置の創設

(1) 制度創設の背景

土地や建物を売買する際に作成される「不動産の譲渡に関する契約書（印紙税法別表第一号の1文書）」や、住宅等を建築する際に作成される「請負に関する契約書（印紙税法別表第一号の2文書）」については、その記載金額の区分に応じて、一通につき、200円から60万円まで（階級定額税率）の税率で印紙税が課税されることから、災害の被災者が被災した建物に代わる建物を購入又は新築して取得する際に作成する不動産の譲渡に関する契約書や請負に関する契約書についても、その記載金額に応じた印紙税を納付することとされています（印紙税法別表第一号の1、2号）。

（注） 記載金額が10万円を超える不動産の譲渡に関する契約書又は記載金額が100万円を超える建設工事の請負に関する契約書のうち、平成

30年3月31日までの間に作成されるものについては、一定の軽減措置が講じられています（措法91）。

近年、災害が頻発していることを踏まえ、被災者や被災事業者の不安を早期に解消するとともに、復旧や復興の動きに遅れることなく税制上の対応を手当する観点から、災害への税制上の対応の規定の常設化が検討されました。検討の結果、自然災害（被災者生活再建支援法第2条第2項に規定する政令で定める自然災害をいいます。以下同じです。）により建物に被害を受けた者の事業や生活の再建を支援する観点から、被災した建物の代替建物の取得や新築、損壊建物の修繕等を行う際に作成する不動産の譲渡契約書や建設工事の請負契約書に係る印紙税の特例措置を講ずることとされました。

(2) 制度の概要等

① 制度の概要

自然災害の被災者であって一定の者又はそ

の者の相続人等が、次のいずれかに該当する場合に作成する不動産譲渡契約書又は建設工事請負契約書のうち、当該自然災害が発生した日から同日以後5年を経過する日までの間に作成するものについては、印紙税を非課税とすることとされました（措法91の2、措令52）。

イ 自然災害により滅失した建物又は自然災害により損壊したため取り壊した建物（以下「滅失等建物」といいます。）が所在した土地を譲渡する場合（不動産譲渡契約書）

ロ 自然災害により損壊した建物（以下「損壊建物」といいます。）を譲渡する場合（不動産譲渡契約書）

ハ 滅失等建物に代わる一定の建物（以下「代替建物」といいます。）の敷地の用に供する土地を取得する場合（不動産譲渡契約書）

ニ 代替建物を取得する場合（不動産譲渡契約書）

ホ 代替建物を新築する場合（建設工事請負契約書）

ヘ 損壊建物を修繕する場合（建設工事請負契約書）

また、この特例措置の適用を受けるためには、その適用を受けようとする不動産譲渡契約書又は建設工事請負契約書に、自然災害によりその所有する建物に被害を受けたことについてその建物の所在地の市町村長又は特別区の区長から交付を受けた証明書（以下「建物被災証明書」といいます。）を添付しなければなりません（措令52③）。

② 適用範囲等

イ 適用対象者（被災者の範囲）

この特例措置の適用を受けることができる者は、自然災害の被災者であって一定のもの又はその相続人その他の一定の者（以下「被災者」といいます。）であり、具体的には、以下の者が該当します。

(イ) 自然災害によりその所有する建物に被害を受けた個人又は法人で、その建物に被害を受けた者であることについて建物の所在地の市町村長又は特別区の区長から建物被災証明書の交付を受けた者（法人の分割により被害を受けた建物を承継させた分割法人は除かれます。）（措令52

①）

(ロ) 被災者である個人が建物被災証明書の交付を受けた後に死亡した場合においては、その相続人（措令52②一）

(ハ) 被災者である個人が建物被災証明書の交付を受ける前に死亡した場合においては、その相続人であって被災者の所有する建物の所在地の市町村長又は特別区の区長から建物被災証明書の交付を受けたもの（措令52②二）

(ニ) 被災者である法人が建物被災証明書の交付を受けた後に合併により消滅した場合又は分割により被害を受けた建物を承継させた場合においては、その合併に係る合併法人又は分割に係る分割承継法人（措令52②三）

(ホ) 被災者である法人が建物被災証明書の交付を受ける前に合併により消滅した場合又は分割により被害を受けた建物を承継させた場合においては、その合併に係る合併法人又は分割に係る分割承継法人であって被災者の所有する建物の所在地の市町村長又は特別区の区長から建物被災証明書の交付を受けたもの（措令52②四）

(注) 上記の(ロ)から(ホ)までの相続人、合併法人又は分割承継法人は、被災者である個人の相続人又は被災者である法人の合併法人若しくは分割承継法人に該当することが契約書その他の書面により明らかにされている必要があります（措令52②）。この場合のその他の書面としては、例えば、戸籍謄本、登記事項証明書、合併契

約書又は分割契約書が考えられます。

ロ 適用文書（適用文書の範囲）

この特例措置の対象となる契約書は、次に掲げる契約書です。

(イ) 印紙税法別表第一第1号の物件名の欄1に掲げる不動産の譲渡に関する契約書（第1号の1文書）

(ロ) 印紙税法別表第一第2号に掲げる請負に関する契約書のうち建設工事の請負契約に基づき作成されるもの（第2号文書）

(注1) 建設工事とは、建設業法第2条第1項に規定する建設工事をいい、土木工事、建築工事のほか電気工事、塗装工事など土木建築工事全般が該当します。具体的には、昭和47年の建設省告示第350号「建設業法第2条第1項の別表の上欄に掲げる建設工事の内容」に規定されている工事となります。

(注2) 上記の(イ)及び(ロ)に掲げる契約書の範囲は、租税特別措置法第91条の規定により印紙税の軽減措置の適用を受ける契約書の範囲と同様です。

ハ 共同作成の場合の課税関係

自然災害の被災者と被災者以外の者（例えば、不動産業者や建設業者）とが共同で作成する契約書については、被災者が作成するものは非課税になる一方、被災者以外の者が作成するものは課税となります。

なお、これらの契約書を共同して作成する場合は、同様の契約事項を記載した契約書を2通作成・署名した上で、その契約当事者が1通ずつ保存していることが一般的であると考えられます。この場合、自然災害の被災者が保存する契約書は被災者が作成したものとみなされて非課税となり、被災者以外の者が保存する契約書は被災者以外の者が作成したものとみなされて課税となりますので、この結果、この特例措置の

適用により印紙税が非課税となる契約書は、自然災害の被災者が保存していることとなります（措法91の2②）。

(3) 適用関係

本措置は、平成28年4月1日以後に発生した自然災害に係る不動産譲渡契約書及び建設工事請負契約書（以下「不動産譲渡契約書等」といいます。）について適用されます（改正法附則94①）。なお、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に本措置が適用される不動産譲渡契約書等が作成され、当該不動産譲渡契約書等に係る印紙税が納付されている場合には、当該納付された印紙税は印紙税法第14条第1項の過誤納金とみなして還付することとする措置が設けられています（改正法附則94②）。

2 特別貸付けに係る消費貸借契約書の印紙税の非課税措置の創設

(1) 制度創設の背景

事業資金や住宅資金などを金融機関等から借り入れる際に作成する借用証書、ローン契約書などの消費貸借契約書については、その記載金額の区分に応じて、一通につき、200円から60万円まで（階級定額税率）の印紙税が課税されることから、公的貸付機関等又は金融機関が災害被害者に対して低利で融資する特別貸付制度により、災害被害者が金銭の貸付けを受ける際に作成する消費貸借契約書についても、原則として、その記載金額に応じた印紙税を納付することとされています（印紙税法別表第一1号の3）。

近年、災害が頻発していることを踏まえ、被災者や被災事業者の不安を早期に解消するとともに、復旧や復興の動きに遅れることなく税制上の対応を手当する観点から、災害への税制上の対応の規定の常設化が検討されました。検討の結果、指定災害（激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第2条第1項の規定により激甚災害として指定され、同条第2

項の規定により当該激甚災害に対して適用すべき措置として同法第12条に規定する措置が適用されたものをいいます。以下同じです。）の被災者の復旧等のための資金調達に係る負担を軽減し、公的貸付機関等又は金融機関による金融支援を側面から支える観点から、公的貸付機関等又は金融機関が指定災害により被害を受けた者に対して行う特別貸付けに係る消費貸借契約書に係る印紙税の特別措置を講ずることとされました。

(2) 制度の概要等

① 制度の概要

公的貸付機関等又は金融機関が、指定災害により被害を受けた者に対して他の金銭の貸付けの条件に比し特別に有利な条件で行う特別貸付けに係る消費貸借契約書のうち、当該指定災害が発生した日から同日以後5年を経過する日までの間に作成されるものについては、印紙税を非課税とすることとされました（措法91の4、措令52の3）。

② 公的貸付機関等の範囲（措法91の4①、措令52の3①）

イ 地方公共団体、株式会社日本政策金融公庫、沖縄振興開発金融公庫、独立行政法人住宅金融支援機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、独立行政法人福祉医療機構、日本私立学校振興・共済事業団

ロ 地方公共団体から金銭の預託を受けて当該地方公共団体の定めるところにより、指定災害により被害を受けた者に対して金銭の貸付けを行う金融機関（以下「預託貸付金融機関」といいます。）

（注） 地方公共団体には、国から出資を受けた者から金銭の貸付けを受けた者又は地方公共団体から金銭の貸付けを受けた者が含まれます。

ハ 地方公共団体から資金の貸付け（当該地方公共団体が独立行政法人中小企業基盤整備機構法第15条第1項第3号ニに掲げる事

業として行う資金の貸付けに限ります。）を受けて当該地方公共団体又は独立行政法人中小企業基盤整備機構の定めるところにより指定災害により被害を受けた者に対して金銭の貸付けを行う同号ニに規定する中小企業者を支援する事業を行う者（以下「支援事業者」といいます。）

（注） 地方公共団体は、独立行政法人中小企業基盤整備機構から独立行政法人中小企業基盤整備機構法第15条第1項第3号ニの規定による資金の貸付けを受けたものに限ります。

ニ 沖縄振興開発金融公庫、株式会社商工組合中央金庫、株式会社日本政策金融公庫又は独立行政法人勤労者退職金共済機構（以下「沖縄振興開発金融公庫等」といいます。）から金銭の貸付けを受けて当該沖縄振興開発金融公庫等の定めるところにより指定災害により被害を受けた者に対して金銭の貸付けを行う者（以下「転貸者」といいます。）

（注） 株式会社商工組合中央金庫による金銭の貸付けにあっては、株式会社日本政策金融公庫法第11条第2項の規定により認定された危機対応業務として行う特定資金の貸付けに限られます。

ホ 株式会社日本政策金融公庫法第11条第2項の規定による指定を受けた金融機関（同法附則第45条第1項又は第46条第1項の規定により指定を受けたものとみなされた金融機関を含みます。以下「指定金融機関」といいます。）

ヘ 次のいずれかの法律の規定に規定する融資機関（以下「融資機関」といいます。）

(イ) 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法第3条第2項第1号

(ロ) 農業近代化資金融通法第2条第2項

(ハ) 漁業近代化資金融通法第2条第2項

(ニ) 漁業経営の改善及び再建整備に関する

特別措置法第8条第1項

③ 公的貸付機関等に係る特別貸付けの範囲
(措法91の4①、措令52の3②)

イ 地方公共団体が指定災害により被害を受けた者に対して金銭の貸付けを行っている場合には、次のいずれかに該当する金銭の貸付け

(イ) 地方公共団体が、災害により被害を受けた者に対する特別貸付制度を指定災害が発生した日の前日に有していなかった場合において、指定災害により被害を受けた者に対する特別貸付制度を設け、当該特別貸付制度の下で行う金銭の貸付け

(ロ) 地方公共団体が、災害により被害を受けた者に対する特別貸付制度を指定災害が発生した日の前日に有していた場合において、指定災害により被害を受けた者に対して当該特別貸付制度の下で行う金銭の貸付けの条件に比し特別に有利な条件で金銭の貸付けを行う制度を設け、当該制度の下で行う金銭の貸付け

(ハ) 地方公共団体が、災害の被災者に対する特別貸付制度を指定災害が発生した日の前日に有していた場合において、当該特別貸付制度の下では金銭の貸付けが受けられなかった指定災害により被害を受けた者に対して当該特別貸付制度の下における金銭の貸付けの条件と同等の条件で金銭の貸付けを行う制度を設け、当該制度の下で行う金銭の貸付け

(注1) 特別貸付制度とは、地方公共団体が行う他の金銭の貸付けの条件に比し有利な条件で金銭の貸付けを行う制度をいいます。

(注2) 貸付けの条件とは、貸付金の利率、据置期間、貸付金の貸付限度額、償還期間、返済の方法、使途、担保（保証人の保証を含みます。）の提供、借換えの可否又は保証料の料率をいいます。

ロ 公的貸付機関等（地方公共団体、預託貸

付金融機関、支援事業者、転貸者、指定金融機関及び融資機関を除きます。）が指定災害により被害を受けた者に対して金銭の貸付けを行っている場合には、次のいずれかに該当する金銭の貸付け

(イ) 公的貸付機関等が、災害により被害を受けた者に対する特別貸付制度を指定災害が発生した日の前日に有していなかった場合において、指定災害により被害を受けた者に対する特別貸付制度を設け、当該特別貸付制度の下で行う金銭の貸付け

(ロ) 公的貸付機関等が、災害により被害を受けた者に対する特別貸付制度を指定災害が発生した日の前日に有していた場合において、指定災害により被害を受けた者に対して当該特別貸付制度の下で行う金銭の貸付けの条件に比し特別に有利な条件で金銭の貸付けを行う制度を設け、当該制度の下で行う金銭の貸付け

(ハ) 公的貸付機関等が、災害の被災者に対する特別貸付制度を指定災害が発生した日の前日に有していた場合において、当該特別貸付制度の下では金銭の貸付けが受けられなかった指定災害により被害を受けた者に対して当該特別貸付制度の下における金銭の貸付けの条件と同等の条件で金銭の貸付けを行う制度を設け、当該制度の下で行う金銭の貸付け

(注1) 特別貸付制度とは、公的貸付機関等が行う他の金銭の貸付けの条件に比し有利な条件で金銭の貸付けを行う制度をいいます。

(注2) 貸付けの条件とは、貸付金の利率又は据置期間をいいます。

ハ 預託貸付金融機関が指定災害により被害を受けた者に対して金銭の貸付けを行っている場合には、次のいずれかに該当する金銭の貸付け

(イ) 地方公共団体が災害により被害を受け

た者に対する特別預託貸付制度を指定災害が発生した日の前日に有していなかった場合において、当該地方公共団体が指定災害により被害を受けた者に対する特別預託貸付制度を設け、当該特別預託貸付制度の下で預託貸付金融機関が行う金銭の貸付け

- (ロ) 地方公共団体が災害により被害を受けた者に対する特別預託貸付制度を指定災害が発生した日の前日に有していた場合において、当該地方公共団体が指定災害により被害を受けた者に対して当該特別預託貸付制度の下で行う金銭の貸付けの条件に比し特別に有利な貸付条件の預託貸付制度を設け、当該預託貸付制度の下で預託貸付金融機関が行う金銭の貸付け
- (ハ) 地方公共団体が災害の被災者に対する特別預託貸付制度を指定災害が発生した日の前日に有していた場合において、当該地方公共団体が当該特別預託貸付制度の下では金銭の貸付けが受けられなかった指定災害により被害を受けた者に対して当該特別預託貸付制度の下における金銭の貸付けの条件と同等の貸付条件の預託貸付制度を設け、当該預託貸付制度の下で預託貸付金融機関が行う金銭の貸付け

(注1) 地方公共団体には、国から出資を受けた者から金銭の貸付けを受けた者又は地方公共団体から金銭の貸付けを受けた者が含まれます。

(注2) 特別預託貸付制度とは、預託貸付金融機関が地方公共団体の定めるところにより金銭の貸付けを行う制度で他の金銭の貸付けの条件に比し有利な条件で金銭の貸付けを行う制度をいいます。

(注3) 貸付けの条件とは、貸付金の利率、据置期間、貸付金の貸付限度額、償還期間、返済の方法、用途、担保（保証人の保障を含みます。）の提供、借換え

の可否又は保証料の料率をいいます。

- ニ 支援事業者が指定災害により被害を受けた者に対して金銭の貸付けを行っている場合の特別貸付けの範囲は、支援事業者が、地方公共団体から独立行政法人中小企業基盤整備機構法第15条第1項第3号ニに掲げる事業として行う資金の貸付けを受けて指定災害により被害を受けた者に対して行う金銭の貸付け

(注) 地方公共団体は、独立行政法人中小企業基盤整備機構から独立行政法人中小企業基盤整備機構法第15条第1項第3号ニの規定による資金の貸付けを受けたものに限りま。

- ホ 転貸者が指定災害により被害を受けた者に対して金銭の貸付けを行っている場合には、次のいずれかに該当する金銭の貸付け
 - (イ) 沖縄振興開発金融公庫等が災害により被害を受けた者に対する特別転貸制度を指定災害が発生した日の前日に有していなかった場合において、当該沖縄振興開発金融公庫等が指定災害により被害を受けた者に対する転貸制度を設け、当該転貸制度の下で転貸者が行う金銭の貸付け
 - (ロ) 沖縄振興開発金融公庫等が災害により被害を受けた者に対する特別転貸制度を指定災害が発生した日の前日に有していた場合において、当該沖縄振興開発金融公庫等が指定災害により被害を受けた者に対して当該特別転貸制度の下で行う金銭の貸付けの条件に比し特別に有利な貸付条件の転貸制度を設け、当該転貸制度の下で転貸者が行う金銭の貸付け
 - (ハ) 沖縄振興開発金融公庫等が災害の被災者に対する特別転貸制度を指定災害が発生した日の前日に有していた場合において、当該沖縄振興開発金融公庫等が当該特別転貸制度の下では金銭の貸付けが受けられなかった指定災害により被害を受けた者に対して当該特別転貸制度の下に

おける金銭の貸付けの条件と同等の貸付条件の転貸制度を設け、当該転貸制度の下で転貸者が行う金銭の貸付け

(注1) 特別転貸制度とは、転貸者が沖縄振興開発金融公庫等の定めるところにより金銭の貸付けを行う制度で他の金銭の貸付けの条件に比し有利な条件で金銭の貸付けを行う制度をいいます。

(注2) 貸付けの条件とは、貸付金の利率又は据置期間をいいます。

へ 指定金融機関が指定災害により被害を受けた者に対して危機対応業務として行う特定資金の貸付け

ト 融資機関が、指定災害により被害を受けた者に対する特別資金貸付制度を設け、当該特別資金貸付制度の下で行う金銭の貸付け

(注1) 特別資金貸付制度とは、融資機関が行う他の資金（次のいずれかの資金をいいます。）の貸付けの条件に比し有利な条件で資金の貸付けを行う制度をいいます。

i 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法第2条第4項又は第8項に規定する経営資金又は事業資金

ii 農業近代化資金通法第2条第3項に規定する農業近代化資金

iii 漁業近代化資金通法第2条第3項に規定する漁業近代化資金

iv 漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法第8条第1項に規定する資金

(注2) 貸付けの条件とは、貸付金の利率又は据置期間をいいます。

④ 金融機関の範囲（措法91の4②、措令52の3③）

イ 銀行

ロ 信用金庫

ハ 信用協同組合

ニ 労働金庫

ホ 信用金庫連合会

ヘ 中小企業等協同組合法第9条の9第1項第2号の事業を行う協同組合連合会

ト 労働金庫連合会

チ 農業協同組合法第10条第1項第2号の事業を行う農業協同組合

リ 農業協同組合法第10条第1項第2号の事業を行う農業協同組合連合会

ヌ 水産業協同組合法第11条第1項第3号の事業を行う漁業協同組合

ル 水産業協同組合法第87条第1項第3号の事業を行う漁業協同組合連合会

ヲ 水産業協同組合法第93条第1項第1号の事業を行う水産加工業協同組合

ワ 水産業協同組合法第97条第1項第1号の事業を行う水産加工業協同組合連合会

カ 農林中央金庫

⑤ 金融機関に係る特別貸付けの範囲（措法91の4②、措令52の3⑤）

上記④の金融機関が、指定災害の被災者（直接被災者）又は指定災害により被害を受けた者（直接被災者及び間接被害者）（以下「被災者等」といいます。）に対する特別貸付制度（次のイ又はロに掲げる金銭の貸付けの区分に応じ、それぞれの要件を満たす貸付制度をいいます。）を設け、当該特別貸付制度の下で行う金銭の貸付け

イ 貸付金の利率が明示されている金銭の貸付け 被災者等に対する貸付金の利率として明示されている利率が、被災者等以外の者に対する貸付金の利率として明示されている利率に比し年0.5%以上有利である金銭の貸付け

ロ イ以外の金銭の貸付け 被災者等に対する貸付金の据置期間が6月以上である金銭の貸付け（償還期間が1年以上のもので、その金銭の貸付けの条件が被災者等に該当しない場合の条件に比して不利でないものに限ります。）

(注1) 貸付金の利率が明示されている金銭の貸付けとは、いわゆる店頭金利がある金銭の貸付けなど、貸付制度ごとに貸付金の利率が定められている金銭の貸付けをいいます。

(注2) この特別貸付制度には、指定災害の被災者（直接被災者）のみを対象としている金銭の貸付けのほか、指定災害の被災者（直接被災者）と指定災害による間接被害者の双方を対象としている金銭の貸付けがありますが、この特例措置により印紙税が非課税となる消費貸借契約書は、これらの特別貸付制度の下で行う指定災害の被災者（直接被災者）である一定の者に対する特別貸付けに係るものに限られます。

(注3) 指定災害の被災者（直接被災者）である一定の者とは、指定災害によりその所有する建物に被害を受けた者であることその他指定災害の被災者である

ことにつき、当該建物の所在地の市町村長その他相当な機関から証明を受けた者をいいます（措令52の3④）。

(注4) この措置の適用を受けるためには、その適用を受けようとする消費貸借契約書に、市町村長その他相当な機関からの証明に係る書類を添付しなければなりません（措令52の3⑥）。

(3) 適用関係

本措置は、平成28年4月1日以後に発生した指定災害に係る消費貸借契約書について適用されます（改正法附則94①）。なお、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に本措置が適用される消費貸借契約書が作成され、当該消費貸借契約書に係る印紙税が納付されている場合には、当該納付された印紙税は印紙税法第14条第1項の過誤納金とみなして還付することとする措置が設けられています（改正法附則94②）。